

総務政策委員会会議録

招 集

令和7年9月22日（月）午前10時 議会委員会室

出席委員（9名）

（分科会長）塚田佳充	（副分科会長）安達卓是		
岩崎康朗	大下哲治	奥岩浩基	徳田博文
土光均	戸田隆次	森田悟史	

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】藤岡部長 松本防災安全監

[秘書広報課] 幸本課長

[総務管財課] 角課長

[防災安全課] 山花課長

[調査課] 泉原課長 畠中行財政調査担当課長補佐 荒木行財政調査担当係長

[職員課] 楠課長 久保課長補佐兼人事・給与担当課長補佐

[財政課] 金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 中村主計員

[営繕課] 前田次長兼課長

【総合政策部】佐々木部長 松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長

[総合政策課] 中本次長兼課長 松本総合戦略室長兼広域行政推進室長

末次総合戦略室・広域行政推進室係長

[交通政策課] 倉本課長 戸崎係長

[人権政策課] 萩原課長補佐兼同和対策担当課長補佐 堀口人権啓発担当課長補佐

[淀江振興本部] 山浦淀江支所長兼淀江振興本部長

[淀江振興課] 堀口課長 斎藤振興担当課長補佐

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 松田調整官 松原議事調査担当主任

傍聴者

稻田議員 今城議員 岡田議員 門脇議員 田村議員 津田議員 錦織議員

西野議員 又野議員 松田議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員 渡辺議員

報道関係者2人 一般1人

報告案件

- ・第4次米子市行財政改革大綱実施計画の実施状況について [総務部]
- ・令和7年度米子市中期財政見通し [総務部]
- ・米子市特別職報酬等審議会の開催について [総務部]
- ・「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の改正について [総合政策部]
- ・「米子市まちづくりビジョン」の令和6年度の取組状況等について [総合政策部]
- ・箕蚊屋地区における巡回バス実証運行の開始について [総合政策部]

・米子市淀江温浴施設（淀江ゆめ温泉）におけるレジオネラ菌の再検出について

[総合政策部]

~~~~~

### 午前10時01分 開会

○塚田委員長 総務政策委員会を開会いたします。

総務部から3件の報告を受けたいと思います。

初めに、第4次米子市行財政改革大綱実施計画の実施状況について、当局からの説明を求めます。

泉原調査課長。

○泉原調査課長 そういたしますと、第4次米子市行財政改革大綱実施計画の令和6年度の実施状況につきまして御報告をさせていただきます。資料をお送りいたします。

まず、資料、実施計画実施状況を御覧ください。この実施計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を実施期間としておりまして、米子市行財政改革大綱に掲げております3つの取組の柱である、20年後にも質の高いサービスを提供できる行政手法への変革、健全財政の維持、課題解決力のある組織づくり、人づくりに対応しました実施項目を55件掲載しております。昨年お示ししましたものは、実施項目は53件でしたが、6年度からの新たな取組を、まず10ページ目に掲載しております。資料をお送りいたします。

上の段の市役所のDX推進の1-①-(19)といたしまして、番号発券システムの導入、それから、次の11ページ目に公民連携の促進、1-②-(2)としまして、ウォーターPPPへの移行を追加いたしました。こちらにつきましては、後ほど説明させていただきます。

各実施項目は、表の左から実施項目、実施内容、行を変えまして所管課、令和3年度から令和6年度の実施状況を記載しております。本日は、こちらの資料に記載しております全ての実施項目についての説明はいたしませんけれども、もう一つの資料によりまして、数値目標達成に向けた状況、それから主な実施項目につきまして説明をさせていただきます。資料をお送りいたします。

まず、1ページ目でございます。こちらには大綱に掲げております3つの数値目標の令和6年度末における達成状況について記載をしております。

1つ目は、財政調整基金の残高に係る目標でございます。こちら目標としております標準財政規模の10%、約33億円に対しまして、令和6年度末の残高は約28.2億円でございました。前年度末と比較しまして1.4億円の減少となっております。令和6年度につきましては、主に物価高騰対策等の財源として取崩しを行いまして、積立ても実施いたしましたけれども、結果として減少となったものでございます。

続きまして、目標2、デジタル技術の活用による業務の省力化の目標でございます。40人役分という目標に対しまして、令和6年度末時点における類型別業務量調査を実施した結果、提携業務は7.36人役分減少しまして、36.45人役分となりました。この類型別義務量調査は、1人の職員の業務を提携業務と非提携業務に分類しまして、管理職以外のほとんどの職員を対象として実施する調査でございます。令和2年度末にも同じ調

査を実施しておりますので、2年度末と6年度末の状況を比較しまして、この間のデジタル化による提携業務の減少効果を判断する材料になるものと考えております。

また、類型別業務量調査とは別に、具体的なデジタル技術活用の取組による業務時間削減効果も調査しておりますので、その結果、削減時間は合計で年間3万898時間分、16.5人役分の削減となりました。その内訳につきましては、資料の続きに記載をしているところまでございます。

なお、デジタル化の全体的な効果といたしましては、先に申し上げました36.45人役分の削減でございまして、16.5人役は36.45人役の内数であるというふうに考えております。

数値目標の3つ目、公民連携・公公連携といった手法を活用した取組の実施状況、実施件数の目標でございます。公民連携対応窓口「いっしょにやらいや」の行革大綱における目標は5件、それに公公連携を加えまして、目標を10件以上としております。

令和6年度の実績といたしましては、公公連携としまして、米子市日吉津村中学校組合との業務システムの共有化、それと公民連携の米子市二十歳を祝う会をいっしょにいわおうの2件がございまして、累計は14件となりました。中学校組合との業務システムの共有化につきましては、これまで検討を進めてきましたものが年度中に共有開始となりまして、業務負担の軽減等の効果があったところでございます。公民連携の米子市二十歳を祝う会をいっしょにいわおうにつきましては、令和7年1月に開催されました米子市二十歳を祝う会の実施に当たりまして、地元事業者様からの協賛を募ったものでございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。行革大綱実施計画の実施状況について御説明いたします。

まず、4次行革の1つ目の柱としております、20年後にも質の高いサービスを提供できる行政手法への変革についてでございます。

電子申請の推進についてでございますが、こちらにつきましては、令和5年度末で対象が252手続でございましたが、これを393手続まで拡大いたしまして、実績も令和5年度から倍以上増加しまして、5万1,465件となりました。

次に、キャッシュレス決済でございます。市役所にお越しになる方が減少しておりますので、利用件数の増加は限定的でございますが、窓口でキャッシュレス決済の御案内を積極に行いました結果、利用率に関しては3.28ポイント増加しまして、8.10%となりました。

続きまして、5年度から運用を開始しました電子決裁、それから電子契約につきましては、導入から時間が経過しまして、従来の紙ベースの事務から移行が進んだ結果、削減効果が増えておるものと考えております。

この項の最後でございます。先ほど実施項目の追加について申し上げましたけれども、番号発券システムの導入でございます。6年度は導入に向けて関係課による協議を始めました。これにつきましては、既に市民生活部からも6月議会で御報告申し上げておりますとおり、本年11月からの稼働開始を予定しております。

続きまして、公民連携・公公連携についてでございます。

まず、公民連携でございます。「いっしょにやらいや」におきまして、米子市二十歳を祝う会をいっしょにいわおうを特定課題提案として募集いたしました。また、次も実施項目

の追加分でございますが、新たな取組としまして、令和11年度からのウォーターPPP導入に向けまして、導入可能性調査等を行ったところでございます。

次のページにお進みください。公公連携についてでございますが、中学校組合との業務システムの共有化が昨年の11月から始まりまして、業務負担の軽減となったところでございます。また、米子アリーナにつきましては、皆様御承知のとおり、6年度に市民体育館の解体に着手しまして、今年6月から着工に至ったところでございます。

次に、2番、健全財政の維持についてでございます。

まず、財政健全化判断比率についてでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率とともに、前年度同様に赤字額はございません。また、実質公債費比率につきましては、前年度の8.7%から9.3%に、将来負担比率につきましては45.4%から46.8%となりましたが、いずれも目標値をクリアしている状況でございます。

また、もう一つの項目であります税外収入の確保につきまして、企業版ふるさと納税を上げておりますが、件数、金額とも前年度から大きく実績が伸びている状況でございます。

次に、大綱の3番目の柱、課題解決力のある組織づくり・人づくりに関する取組についてでございます。

課題解決型の組織機構整備としましては、昨年11月に事業運営の効率化等を目的として上下水道局を設置いたしました。これも皆様御承知のとおり、本年4月からは水道局と下水道部の完全統合に至ったところでございます。

本年3月の本委員会でも既に御説明させていただいておりますけれども、4次行革の総括、それから次期5次行革の課題としましては、まず1つ目、デジタル化の取組によりまして、一定の生産性の向上を図られましたが、社会の変化等に伴う新たな課題への対応等のため、さらなる生産性の向上に向けた取組が必要であるということ。それから2つ目、今後予測される職員数の減少に対応するため、職員の働きやすさの向上、人材確保につながる取組が必要。それから3つ目、生産年齢人口の減少とそれに伴う税収の減少を見据えて、健全財政の維持に向けた取組が必要、このようにまとめたところでございます。

これらを踏まえて策定しまして、今年度から取組を始めました5次行革におきましても、引き続き議会に進捗状況を御報告し、御意見を頂戴しながら進めてまいります。

報告は以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岩崎委員。

○岩崎委員 私は、「いっしょにやらいや」の実績についてお尋ねしたいと思います。

実績が令和6年度の実績が1件で、募集というか、いろいろ取り組んだのが9件ございましたですよね。9件中1件の実績ということになろうかと思いますが、まずはそこら辺のその状況と、あと9件あったのがなぜ1件なのか、その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 9件ということなんですけれども、これは大綱期間中の累計件数が9件ということでございまして、6年度だけでいいますと、御提案をいただきましたのは4件いただいております。うち1件につきましては形になりませんでしたけれども、自由提案

でもう1件頂戴しております、これは今、実証試験中でございます。

それから、特定課題提案の2件としまして、二十歳を祝う会、今申し上げたとこですね、それともう一つ、がん検診に係る実証事業、これも取り組んでおりまして、昨年いただきました4件のうち3件が何らかの形になってるという状況でございます。以上です。

○塚田委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 分かりました。

この9件を見ると、実現に全然至ってないなとか、途中でやめになってるような事業も散見されるもんですから、ちょっとそこら辺のところ聞いてみたかったなと思いまして。分かりました。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 まず、財政調整基金のほうなんんですけど、目標に対して100パーイってないっていうところがあるんですけど、こちらは、今の任期の議会ではないんですけど、前回議会の際に、コロナ禍の際に議会のほうから、こちらの基金、取り崩して対応してくださいっていうことを全議員、26名全議員で求めたということがございますので、こちらに関しましては、特に意見はありません。

次に、何点か伺っていきたいんですけど、デジタル技術のほうなんですが、これが36.45人役分頑張っていただいたってということで、実際のデジタルのところが16.5人役分っていうことでして、進捗状況のほうの資料を見させていただきますと、いろいろと取組の報告があったんですけど、1点伺ってみたいんですが、この7ページのWEB会議ツール活用による業務の効率化の推進っていうところで、こちらが当初、令和3年度957時間、年間換算から、令和6年度実績は1,687時間まで。ここを見るとかなり伸びたなっていう感じなんんですけど、令和5年度から令和6年度だけ確認させていただきますと、伸び率がかなり鈍化してるような気がするんですけど、これって、もうできそうな会議はほぼほぼやって、ここから先のウェブ会議ツール活用による削減効果は、あんまり望めないかなっていうような状況でしょうか。

○塚田委員長 畠中調査課担当課長補佐。

○畠中調査課行財政調査担当課長補佐 ウェブ会議の今後の増加の見込みについてなんですけれども、制度を、このウェブ会議導入したときに、一気に時間が伸びたというのはあったかと思います。その後、毎年度、各課のほうに状況を聞き取りしておりまして、6年度の実績につきましては、10課において、いろんな会議で活用したということで、ウェブ会議のこの時間というのが増えたっていう状況にあります。導入当時に比べまして、やはりちょっと頭打ちの状況にあるかと思うんですけども、僅かな時間ではあるんですけども、各課において伸びてるっていう状況はありますて、引き続き活用のほうを求めて、業務の効率化に努めていければというふうに考えているところです。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 頑張っていただきたいんですけど、それほど頭打ちじゃないっていうようなことでよろしいですか。

○塚田委員長 畠中調査課担当課長補佐。

○畠中調査課行財政調査担当課長補佐 昨年度から比べて137時間ほど増えてるとい

う状況にありますので、まだまだ使える会議っていうのは、聞き取りをしていてもあるよう思います。実際、各課とのやり取りの中でも、移動時間が減ってっていうところでかなり業務負担減った、というふうに回答いただいている部署もあったりしますので、まだまだ使える会議、そういう余地はあるのかなというふうにはヒアリングをしてて感じているところではございます。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 分かりました。まだ余地はあるということで、ぜひ取り組んでいただけたらなと思います。

それとあわせて、9ページのほうで、議会の答弁書のデータ活用っていうところもございまして、これちょっと我々のほうも反省すべき点があるかなって思うんですけど、先ほどのウェブ会議ではないんですけど、どうしてもいろいろとレクを受けたりですとか、事前の聞き取りをさせていただいたりですとか、そういったところでかなり時間的なロス、ウェブ会議ツール使えばもう少しできるかなっていうところもございますので。これちょっとまだ議会のほうがどういうふうになるかっていうのは分かりませんが、本年度、我々任期最終年度で、議会基本条例の検証も行っておりますので、併せていろいろと考えていきたいなと思いますので、その際は御相談させていただきたいと思いますので、申し添えさせていただきます。

同じく9ページの上の段、おくやみコーナーの設置のところなんですが、こちら令和6年度の実施状況、利用率が74.5%となっておりまして、スタートしたときでの52.7%より3か年でかなり上がっているところは大いに評価させていただきたいと思いますけど、ただ、おくやみコーナーを設置されて100%に届いてないっていうのは、どういった原因があるんでしょうか。

○塚田委員長 畠中調査課担当課長補佐。

○畠中調査課行財政調査担当課長補佐 100%に届いてない理由なんですけれども、これまで所管課のほうでは、例えばおくやみハンドブックというのを作成いたしまして、市民一課に手続に来られた際にそれを配付して、併せておくやみコーナーがあるっていうことを周知したりですか、あとは1日の予約枠を増やしたりっていうところで、予約率の向上にかなり努めてきたというところなんですけれども、まだまだ周知のほうができるでないっていうところもあったっていうふうに聞いているところでございます。

引き続き、予約枠を増やすとか、また市民一課窓口に来られた際に、こういった窓口がありますよっていうことで案内するとか、そういったことで周知のほうを引き続き続けていって、利用率の向上に努めていきたいというふうに伺っているというところです。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 現状、予約をされないと、おくやみコーナーに行けないっていうわけではなくて、当日そのまますっと行けますよね。

○塚田委員長 畠中調査課担当課長補佐。

○畠中調査課行財政調査担当課長補佐 予約がない場合も、当日、窓口のほうで必要な手続を御確認いただいたりとか、そういった対応はできます。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○**奥岩委員** であれば、恐らく各担当課さんの窓口のところで、ある程度誘導ができるのかなと思ってまして、そういうことも取り組んでいただいてたような記憶があるんですけど、どの辺りで案内がもう少しできると、これが100%に近づくんでしょうか。

○**塚田委員長** 泉原調査課長。

○**泉原調査課長** 100%にどう近づけるかという御質問だと思います。

すみません、今、担当課長補佐のほうから申し上げましたような取組をしてるというとこまでは私どもも承知をしてるんですけども、その先、100%に結びつけるために、具体的に今後どうするべきかというところまでは、すみません、あいにく把握をしておりませんので、御意見のほうを所管課のほうに申し伝えたいと思っております。以上です。

○**塚田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** お願いいいたします。

委員会が総務ですので、総務でやる話なのか民生でやる話なのかちょっと分かりませんが、かなり取り組んでいただいてたような気がしますので、数値として上がってくるのを見させていただきますと、あれって少し違和感があったものなので、その辺、どこかもう少し改善するポイントがあるんじゃないかなと考えますので、ぜひお願いいいたします。

次に、13ページのところで、学校施設維持管理事業における委託業務に係る管理業務の民間委託、そもそも実績を書いていただいているんですけど、今後、維持管理のほうでいきますと、小・中学校プールのほうが、プール授業が民間さんと協働してっていうふうになっていくと思うんですけど、その辺りに関しては、特にここには入らないですかね。

○**塚田委員長** 畠中調査課担当課長補佐。

○**畠中調査課行財政調査担当課長補佐** 今回、4次行革の大綱のほうで記載させてもらっています中には、プールのことは書いてないんですけども、関連しまして、5次行革のほうで、授業なんかでっていうところで、プール、民間委託っていうところを実施項目の中で入れさせてもらってるという状況です。以上です。

○**塚田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 失礼しました。分かりました。よろしくお願いいいたします。

あと、20ページのところで、先ほど要約版でも御説明いただいたんですけど、ふるさと納税の地域産品PRの推進っていうところで、税収確保で取り組んでいただいて、米子は中国地方、何回かトップになったりとかっていうのがあったりしたんですけど。決算のほうでもいろいろ御意見があったんですが、令和6年度の実施状況を見させていただきますと、これが目標数値と実績と乖離があるところと、令和5年度実績と比較してもダウンしたかなっていうようなところがあるんですけど、こちらに関して改めまして伺いたいんですけど、どのように分析されておられますでしょうか。

○**塚田委員長** 畠中調査課担当課長補佐。

○**畠中調査課行財政調査担当課長補佐** ふるさと納税の6年度の実績なんですが、5年度に比べて実績のほう、減っている状況なんですが、6年度は制度改革がありまして、駆け込み需要が5年度にあった、その反動で6年度、実績額が下がったというふうに聞いております。それが1つ目と、そのほかというところで、6年度は物価高騰による寄附金額の引上げがあったりですとか、人気の高い返礼品、例えばお米や梨、そういうものの在庫不足が影響したというふうに所管課のほうからは伺っているところです。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 予算決算の全体委員会と分科会と同じような答弁だったかなと思いますし、担当課さんがここにおられるわけではないのであれなんですけど、総務のほうで税収確保の話題が出たんで聞かせていただいておりますし、これ、そうはいっても、国全体の寄附額のほうは毎年上がってます。うちだけ下がるっていうことは、制度が変わっても、そういったことが起こるっていうのはちょっと考えづらいかなっていう気がしますので、何かしら対応できるところがあるんではないかなっていうところと、もしかすると伸びた自治体がされてた取組、取りこぼしがあったんではないかなっていうようなところが気になるところです。

このところで、行財政計画の進捗の報告ではないかも知れませんが、決算のところでもあったんですけど、歳入で令和6年度実績で見ますと、令和5年度と比較して、二、三億円でしたかね、下がったっていうようなこともありますので、市税確保ですか、その辺はもちろんんですけど、こういった新たな取組、新たなっていうか、もうふるさと納税寄附のところは新しいっていうようなところではないんですけど、そういったところもきちんと確保していただきたいと思いますので、その辺り担当課さんとお話ししていただけますでしょうか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 御指摘いただきました点につきまして、所管課のほうに申し伝えたいと思います。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 よろしくお願ひいたします。

それでは、大分しゃべったんですけど、最後になるんですけど、22ページのところで、公共施設等総合管理計画の推進、ごめんなさい、あと2つありました。公共施設等総合管理計画の推進のところで。令和6年度末実績が書いてありますと、延べ床面積削減率1.39%、令和7年度見込みも書いていただいておりまして、こちらが2.77%で、当初、平成28年に策定されたところも書いてあるんですけど、40年間で20%削減、10年間、令和7年度末時点で5%削減っていうことなんですね。これ本会議でもいろいろと何回か質問があったりですとか、決算も毎年のように質問があったりとかっていうふうに記憶してるんですけど、これ、40年間で20%削減、そうすると10年間で5パーセントっていうような見込みで当初、計画を立てられてると思うんですが、これ、令和6年度末で1.39%だからといって、40年目に20%いかないっていうわけではなくて、どこかのタイミングでかなりがばっと増えるような見込みで動いておられますでしょうか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 公共施設等総合管理計画の今後の進捗といいますか、お尋ねだったと思います。

資料のほうに記載しておりますとおり、6年度末現在での数値としましては1.39%というところにとどまっております。ただ、資料の一番下に書いております市民体育館を入れまして、7年度、まだほかにも出てまいりますので、これ確定値でございませんけど、3%近くまでいくんじゃないかなということをお示しさせていただきました。

さらにその先になります。計画期間としましては、平成28年から7年度末、今年度末

までが10年間の計画期間となっておりますので、ちょっとそれは踏み越えてしまうということはございますけれども、美保の学校の統合であったりとか、あと市営住宅の統廃合、第2庁舎の廃止、旧庁舎新館の廃止、こういったものが今後控えておりますので、そういうしたものも含めて5%達成に向けて動いていきたいというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 計画自体は40年間、そのうちの4分の1が、10年間が終わったっていうことで、10年間で数値として1%台って出てくると、かなり不安になるところもありますので。今御答弁いただいたようなところの進捗もございますし、毎年毎年いろんな質問があって、その際にもお答えいただいておりますので、こちらに関しては心配はしてないんですけど、注視はしておりますので、引き続き御尽力いただけたらなと思います。

それでは最後ですね、30ページのところ、多様な働き方の確立に向けた職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進ということで。こちら男性の育児休業目標取得率が45%が、実績といたしまして33.3%と、10%以上低い、何となく数字だけで見ると少し低いのかなっていうようなところがあるんですけど、こちらに関しては、年度ごとにただ高い時期と低い時期っていうのがあるんですけど、令和6年度、たまたま低かった理由といいますか、何か分析されておられますでしょうか。逆に令和5年度がかなりよかったですけど、令和5年度、令和4年度は、こういった形でかなりよかったですけど、令和6年度はなかなか伸び悩んだっていうようなところは分析されておられますでしょうか。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 令和6年度の男性の育児休業の目標取得率に関してなんですかね、職員課としましては、男性の育児休業というのを促進を考えておりまして、個々の職員さんに対しては説明をしているところなんですが、たまたまということではなかったかもしれませんんですけど、個々の家庭の事情によって、6年度についてはこのような数値となっているところでございます。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 その辺りまでしかお答えできないのかなと思いますし、どこまで職員さんたちの家庭事情とかプライベートのところに突っ込んでいいのか分からないんですけど。

こうやって目標を掲げて頑張っていらっしゃって、職場環境も改善されてきている、いっときはかなり高い数値も出たっていうところがありますので、できる範囲で分析をしていただいて、なるべく令和5年度の実績が毎年できるような取組をしていただきたいと思いますし、もうしておられると思いますけど、せっかく令和5年度、かなりよかったです、6年度実績を見させていただきますと、何が違ったんだろうなっていうところが気になるところでございますので、先ほども申し上げましたとおり、プライベートとか、配慮するところは配慮していただいて、できる範囲で検証していただけたらなと思います。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

安達委員。

○安達委員 実施状況の表のほうから質問したいんですけども、3ページ、4ページの

ところ、業務時間の削減効果という項目が上げてありますし、それぞれ各課の取組の実績が数字で上がってくるんですが、自分、この中で聞きたかった1点目は、例えば3年度、4年度、5年度、それぞれ各年度の各課の実績が上げてありますけれども、当初何時間削減したいとかっていう予定が、計画があったのかが聞きたかったです。ここにあります実施状況の削減時間の総数が各課上げてあるんですが、当初は何時間、例えば1,000時間で900時間削減ができましたとかっていう、そういうつくりではなかったんでしょうか。ちょっとそこのところが知りたいんですが、教えてもらえませんか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 目標設定のやり方というようなことだと思います。

当初、4次行革の目標設定をしましたときには、定型的な業務、これが調査しました結果、おおむね200人役分あったということがございます。これを20%削減して40人役分削減しようというような目標設定の下で進めてきたところでございます。その上で、各DX化の取組を進める中で、時間数を算出をいたしまして、それを逆に人役分に換算をしたところで、今の数字をつくらせていただいております。ですので、個別にそれぞれの業務につきまして、何人役分ですか何時間を削減するということにつきましては、当初の段階では、目標としては設定はしておりません。以上です。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 それと、この各課の実績、実施状況が出てるんですが、例えば年度末に何人いて、この数字だけ年間を通じて削減時間になりました、とかがもう一つ出てくると、課で何時間削減したというよりも、何人いて何時間削減できましたっていうのが分かりがいいかなと思って。そのところも、この表だけでは数字だけが出てるんで、その辺の工夫はなかったのかなと思って聞きたいんですが、どうでしょうか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 各課の人数とその削減時間数の関係ということでしょうか。

○安達委員 そうです、はい。

○泉原調査課長 我々、当初考えておりましたのが、人数を減らすということは考えておるわけではございませんで、これは4次行革のスタートのときにもお示しをさせていただきましたけれども、定型業務をいかになくした上で、企画であったりとか、相談であったりとか、職員じゃないとできない業務へどうやって振り向けるかということを目標にして取り組んできている状況でございます。

ですので、おっしゃいましたような人数に対してどれぐらいっていうような考え方というよりは、何回も繰り返しになってしまふんですけど、定型的な業務をどれだけ削減できて、それで生まれた人数を、職員でないとできない業務に振り分けるかということに向けて取組を進めてきたというところでございます。以上です。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 それと、今現在、職員さん、4月1日で何人いますという数字が出てくるんですが、1人の職員さんの年間の労働時間っていうのは何時間設定なんですか。例えば、1,500時間とか1,800時間とかあると思うんですが、その設定はしておられますか。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 年間の労働時間数というところですけども、ちょっと今計算中ではあるんですけども、1日の勤務時間が7時間45分となっておりまして、それが1週間ですと38時間45分ということになります。それを週数で掛けて年間の労働時間数を出す、さらに年度によりまして祝日がかぶるときがあります。祝日を平日から差し引きまして、厳密には年間の労働時間数っていうのを出しているところでございます。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 実施状況の数字を年度ごとに比較しながら、ここに上げてあったものを追っかけていったんですけれども、削減効果があったというふうに上げてありますので、本来の標準的な1人の時間数、勤務時間数とかそういうものがあって、全体的に府内の縮減が図られたっていうところが知りたかったもんですから、あえて質問させてもらいました。以上です。

○塚田委員長 ほかに。

森田委員。

○森田委員 少しだけ聞かせていただきたいんですけども、デジタル技術の活用等による正規職員40人役相当以上の業務の自動化、省力化というところで、達成率約92%の36.45人役分削減したことですが、ここについて、これを削減するために何人役くらいかかったかとか、金銭的にどれだけかかったかということがもし分かればお聞きしたいと思います。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 どれぐらいのコストがかかったというお尋ねだと思います。

最新値としては持ち合わせておりません、昨年の数字になりますけれども、DX関係の使用料、そういったものがおおむね6,000万円から7,000万円の間だったというふうに思っております。

ちょっと人役については、すみません、持ち合わせておりません。ただ、メリットとしては、この36.45人役というのが出ますと、人件費が1人当たり700万円ぐらい削減できるということになりますので、かなりの削減効果といいますか、そういったことがあるのと、当然なんですけど、使っていただく市民の方の利便性というのも、これも非常に大きゅうございます。そういう意味でコストとそのベネフィットという関係におきましては、ベネフィットのほうがはるかに大きかったじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 その辺りはおっしゃるとおりかなと思っておりまして、一方で、日常的な業務をやりながら、新たな仕組みであったりとか、そういったことも並行して走らせていくというところで、その現場の負担感というのがどの程度あったのかというところも、もし把握しておられるのであれば伺いたいと思います。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 まさにおっしゃるとおりのところもございまして、全ての課ではございませんけど、やはり通常業務と並行しながら、当然それは調査課であったりとか情報政策課も並走しながら、取組を進めてきたんですけども、かなり負担感はあったのじやないかというふうに思っております。

それを踏まえまして、今年度から始めております5次行革、BPR始めておりますけれども、これにつきましては職員課と調査課と情報政策課、これがチームを組みまして、そういう必要な課に側面的にも援助をしながら、DX、BPRを取り組んでいくということで考えておるところです。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 分かりました。今年度から5次始まるということで、現場の職員さんに過度に負担がかかり過ぎないように、人員配置等も考えていただきながら、引き続き進めさせていただきますようにお願いをしておきたいと思います。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

大下委員。

○大下委員 1点お聞きしたいんですけど、先ほどから言われてましたけど、デジタル化により省力化できた業務量が3万898時間ということなんんですけど、時間外業務の時間、残業にどのように影響が来たのか。3万時間も減れば、多分かなりの業務量が減って、それで残業にも影響があったと思うんですけど、そこら辺の推移について調べられてましたら教えてください。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 DX化によりまして、その当該業務、DX化した当該業務につきましては、当然業務量の圧縮ができているというふうに思っておりまして、それに伴いまして、その業務に伴う超勤時間というのは圧縮はできたんじゃないかなというふうには考えております。

ただ、一方で、新しい業務も当然その間に発生はしております。超過勤務というものを業務ごとに全部分析してればそういうことができるのかもしれませんけれども、ちょっとそこまで分析は至っておりません。以上です。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 先ほどおっしゃったように、やっぱり減った分だけまた増えて、結局同じような状況になってるんじゃないかなっていうふうにちょっと危惧したもんで。今後、人員削減に取り組みながら、働きやすい環境づくりに取り組んでいただく中で、やっぱりそこら辺も考慮していただきながら取り組んでいただきますよう意見として述べます。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

戸田委員。

○戸田委員 2ページ目の「いっしょにやらいや」の活用をはじめとする公民連携の促進のところですけど、下水道の維持管理、令和11年度からウォーターPPPを導入するためのいろんな準備事務をしたということなんですが、その分析の中で、やはり11年度というのは相当先が長いなど。国が今推奨しとるわけですけれども、令和10年度、9年度というような考え方はなかったんですか。その辺の判断はされなかつたんですか、その辺の状況を伺っておきたいと。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 ウォーターPPPの今後の進め方についてのお尋ねでございました。

申し訳ありません、これにつきまして、私ども、原課のほうから聞いておりますのは、今年度、引き続き業者さんほうから意見を聞きまして、仕様を固めていく作業をすると

いうところまでは聞いておりますけれども、それを前倒しするっていうところまでは把握はしてないところでございます。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 私のほうから補足をさせていただきます。

今、委員から御指摘があったとおり、国のはうは、たしか令和10年度から導入するようについて、全国にそういう方針を示しておられます。これ当然そこに間に合わせるというスキームも検討いたしました。ただ、一方で、既に現在、内浜処理場等の処理場において外部包括民間委託というのを先行して入れております。

ちなみにウォーターPPPというのは、これにさらに加えて管路、下水管ですね、管路の維持管理も、さらには一番最大の場合は改修、改築も全て、一体的に民間のはうにお願いすると、こういう仕組みであります。

現在の内浜処理場の管理の期間、あるいは円滑な移行、それから当然のことではありますが、内浜処理場の民間委託の際にも、そのことを第一課題として掲げたわけでありますが、地域の資源、具体的に言いますと、従来から施設、設備、管路の改修整備等に地域の民間事業者、建設業をはじめとする多くの皆様方のお力をいただきながら進めてきたことがあって、これを引き続き大事にしていきたいということを第一に掲げております。そういうことを丁寧に調整していくということを考えると、現実的な選択肢としては1年遅れにはなりますけども、令和11年度からの移行が最も円滑に進むのではないかという判断の下、現時点では令和11年度からの移行をタイムスケジュールにして、地域の民間の事業者の方々をはじめとする関係者と丁寧な意見交換を重ねているという状況でございます。以上であります。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 丁寧な説明、ありがとうございました。

皆さんも御案内のとおり、今の埼玉県の八潮市で大きなああいう事故が発生しました。国もそういうふうな観点から、管路の改修工事を促進していくんだという進め方をしておるんですけども、報道でもありますように、緊急度Ⅰが今の全国で72キロでしたか、緊急度Ⅱが、本市は緊急度Ⅱのようでございますけども、やはりそういうふうな状況を踏まえながら、私は1年でも早くこの事業には着手すべきだというふうに思っておりますので、何とぞその辺のところは鋭意努力していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。以上です。

○塚田委員長 ほかに。

土光委員。

○土光委員 計画の実施状況の中でのことについて質問をしていきます。

1つは、20ページ、ふるさと納税と地域産品のPRの推進、これに関してです。この中で令和3年度、4年度、5年度、6年度、実績額が記載されています。この実績というのは、ふるさと納税として米子市に寄附をいただいた額、総額だと思うんですが、例えばこれの内訳に関してなんですが、私なりに考えてみると、この実績、総額の内訳、大きく分けて、4つに分けることができるのかなと思います。あつ、すみません、ちょっと必ずしも内訳ではないんですが、これに関して知りたい額が、1つは、ふるさと納税をしていただくためのPR、広告、そういうことをやっていると思います。それに関する費用が

それぞれ幾らだったのかということ、ちょっと必ずしも内訳という言い方は適切でなかつたかもしれません。それから、ふるさと納税いただいて、返礼品してますから、返礼品を調達するために要した費用が2つ目、それから3つ目としては、その返礼品を郵送費と手数料がいろいろかかっていると思います。それが幾らか、その辺の額を年度別に知りたいのですが。ただ、これを聞いてさらなる質問ということではないので、改めて資料の形でも示していただくということでも構いませんが、いかがですか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 ふるさと納税の各コストというお尋ねでございましたけど、そこまで私どものほうで把握はできておりませんので、所管課のほうに申し伝えたいと思います。

○土光委員 だから……。

○泉原調査課長 御希望のほうを申し伝えて。

○土光委員 その数値を示していただけるということでいいですか。

○泉原調査課長 はい、御希望のほうを申し伝えさせていただこうと思います。

○土光委員 それからもう一つは、このふるさと……。

(「委員長、議事整理。」と声あり)

ふるさと納税に関して……。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 何。

○塚田委員長 まだ当ててないので、今、泉原調査課長が答えていただいて、そこから手を挙げていただいてから質問をしてください。

○土光委員 要は手を挙げろということか、分かりました。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、あとふるさと納税に関して、市の職員はこれに関する業務、いろいろやっていると思います。これ、何人役になるのかというのが質問です。何人役でやっているんですか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 すみません、ちょっと人役についても把握をしておりません。先ほどの御質問と同じように、担当課のほうに申し伝えたいと思います。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 じゃあ、次は、21ページ、AED設置。これ、AEDに広告をつけて幾らかの費用だという、これに関連するということで聞きたいのですが、まず、そもそも市は庁舎の中にAEDは何器設置しているんですか。

○角総務管財課長 庁舎へのAEDの設置についてでございますが、本庁舎に1つ、あとは第2庁舎に1つ、以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 1器なんですね、もともと。その1器について、広告料の数値が出されている。分かりました。ちょっと私、いっぱいあるなんかと思つとった。じゃあ、いいです。

それから、次は22ページ、上の段のホームページ等の有料広告に関して。これ、実施内容でホームページに関する記述だと思いますが、すみません、ホームページの広告に関してお聞きします。広告は入札で決めるのか、一括して広告代理店を通してホームページ

に載るような形になっているのか、その辺の実際のやり方をお聞きします。

○塚田委員長 幸本秘書広報課長。

○幸本秘書広報課長 まず、入札で業者を決めまして、その業者が各月の広告業者を選定しておられるというやり方になります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 この選定自身は、多分これ一定の基準があったと思うんですが、米子市自身が選定をしているというふうに思っていいですか。

○塚田委員長 幸本秘書広報課長。

○幸本秘書広報課長 選定基準ですけども、米子市のほうで基準を設けまして、その基準に従って業者が選定をしてるところでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 この質問をするのは、ちょっと仕組みが分からぬから前もって聞いたんですが、一般的に言って、ホームページに限りませんが、ほかのＳＮＳとかの感じで、広告というのは、広告出すほうが一括して広告代理店に広告を要請して、その広告代理店がいろんな業者からの広告を募集するというか、その募集の過程で広告代理店自身も、どの業者がどういう広告を出すかはなかなかコントロールできないような実情、それが今ネット上で問題になっていると思うんですが。そういうことは少なくとも米子市がホームページに出してる広告に関しては、ないというふうに理解して構いませんか。

○塚田委員長 幸本秘書広報課長。

○幸本秘書広報課長 掲載基準というものを市のほうで設けておりますので、その基準に当てはまる広告を掲載をしていただくようにしていただいております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 それでいいです。

あと、23ページの指定管理制度に関する検証ということで。23ページの上です。まず、その実施内容で、指定管理をいろんな在り方を検証するということで、①から④、そういったことを検証していくということで、こういった検証は、どこが、多分担当課というか、どこがいつまでにこういった検証をするのか、もうしているのか。その検証の結果の報告書の成果物、これは今の時点であるのかどうか、その辺をお聞きします。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 6年度の実施状況で記載しておりますとおり、指定管理費用、それから指定管理者の選考、モニタリング、こういったことにつきましては、7年度、今年度の更新に向けて見直しを図ったものでございまして、まさに今御質問いただいた内容は、今年度かけてその選考をしていく中で明らかになっていくものというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 ただ、実施内容の①から④で、課題の把握、それから②は、そういった将来的な構想の整理、それから③番は、その在り方をまとめる、これはそういったことがもう整理されているのですか。いるとしたら、そういったことがまとまった報告書等がちゃんと今の時点であるのかどうかということをお聞きしています。

○塚田委員長 泉原調査課長。

**○泉原調査課長** 失礼いたしました。5年度、6年度とかけまして調査課のほうで指定管理制度の課題といいますか、そういうものを整理をいたしまして、見直し作業を行っております。

今、土光委員が言われた①から④にそのまま運動するものではないかもしれませんけれども、6年度の実施状況の1番のほうにまず書いております指定管理費用、これにつきまして、鳥取県の最低賃金の表であったりとか、そういうものを使いまして、積算が容易になるといいますか、積算が例えば今後の物価高騰であったりとか賃金高騰にも対応できるようなものにまず見直しをかけたのが1つ目でございます。

それから、②の指定管理者の選考のところにつきましては、各公共施設をいかに使っていただぐか、どのように利用者数を増やしていくかということがポイントだというふうに考えておりまして、そのために各指定管理者さんに、どういったふうなことをすればその利用者が増えるのかのアイデアをいただくような仕組みもこれに取り入れております。

それから、3番のモニタリング、これにつきましても、今まで現地のほうに行って、紙でその御意見をいただく、使われた方が現地のほうで紙で御意見を書いていただいて投函をしていただくような仕組みしかなかったんですけども、これをスマートフォンだけで、QRコードを読んでいただいて、その場ですぐに何かあれば御意見をいただけるような仕組みを導入いたしました。こういったことを一応指定管理者制度の問題点に対する一つの回答といいますか、在り方としまして、昨年度取りまとめて今年度からの大規模改修に向かってることでございます。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、今の、特にこの令和7年度の更新に向けて、今言ったことをやるというの、それはそこに書いてるので、分かります。

再度聞きますね。最初に書いてる①から④、つまり今の具体的にこうこうこうやりますということは、あえて言えば、①から④の④に私は該当することなんじゃないかと思います。指定管理者に求めるのを明確化し、それを募集要項、評定に反映させる。その具体的なものが、今言ったモニタリングとか人件費を明確化するとか、そこはそういうふうにそこに該当するものと思うので。だから、その④を反映させるためには、①から③、これまでの課題を把握して、整理して、在り方をまとめる、そういう作業はやられているから、④これからどうするかということになると思うので、その①から③に相当するようなものが見える形で、つまり文書等で、ちゃんとまとめたものがあるんですかというのが質問です。

**○塚田委員長** 泉原調査課長。

**○泉原調査課長** 5年度、6年度と調査課のほうで取りまとめをしました内容といいますのは、今るる申し上げましたとおりでございますが、全ての今指定管理者を適用しております施設全体の課題、共通課題といいますか、そういうところで取りまとめたところでございます。ですので、個別にそれぞれの指定管理施設の適用施設のそういう課題を取りまとめたものというのは、今のところ調査課のほうではつくってはおりません。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、個別のことを言っているのではなくて、①から③は指定管理制度そのものに関しての課題とかだから、全体的な指定管理制度、米子市は運用してるけど、それ

についてある意味で見直すということで、①、②、③がやられているはず。だから、これに関して何かまとまっているものがあればぜひ私は見たいと思ってるから聞いてるんですが、そういういたものはないんですか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 昨年度、5年度、6年度と見直しをしました際に、当然そういった資料といいますか、そういういたものは取りまとめてはおりますけれども、公表を前提としたものとしては作ってはおりません。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 えっ、公表を前提として作ってない。公表というのは、例えば市民に公表か議員に公表か、もう一切外には出さない資料だということなんですか。その公表を前提として作ってない、というのはどういう意味ですか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 指定管理制度の適用に向かいまして、いろいろな積算費用でのやり方であったり、そういうことを変更いたしましたので、そういういたものの稟議だったりとか資料は当然作ってはおります。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっと答弁の内容がなかなか分からぬんですが、私の言つてることは明確ですよね。①、②、③、そういうことをするというふうにちゃんと書いてる。課題を把握して、将来的な構想を整理して、在り方をまとめる。それをどういうふうに担当課がまとめているのかというのを、むしろこれ、議会にそういうところを報告してもいいような内容だと私は思うんですが。そこに關して資料を示していただきたいというのが私の質問の意図です、趣旨です。改めて資料を示していただけるということなら、ここではそれでいいですが、どうですか。

○塚田委員長 泉原調査課長。

○泉原調査課長 現在、この制度の所管課、総務管財課でございますので、ちょっと相談をしながら、どういう形がいいのか考えてみたいと。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 少しやり取りがうまくかみ合ってないので、私のほうから補足させていただきます。

最終的には、また土光委員の御要請にどういう形でお答えできるのかというのは、ちょっとすり合わせさせていただければと思いますけども、まさにそこに書いてあるとおりでありますて、実施内容のとこに書いてある2行目でありますけど、施設所管課は施設の在り方、管理の在り方の①～④について検証し、ということでありまして、まず各施設所管課がそれぞれ、今、土光委員は全ての施設の全体についてやったんじゃないかという御意見ですけど、そうではなくて、それぞれの施設ごとに、その施設の現状や、それから課題、そして将来の姿などを踏まえながら、あえて言うと、引き続き指定管理者制度を使っていくのがいいのか、それともそれ以外の方法を考えるのかということのまず検証を行いますということを書かせていただいております。そういう作業を各所管課のほうで行いながら、現在は総務管財課でありますし、この作業の途中は所管が調査課であったと思いますが、ある程度助言、指導しながら、そういういた取組を全序的にやるということでありまして、

それぞれの作業は各施設所管課が行っているということあります。

そして、先ほど担当課長も申し上げましたが、その結果というのは、実は今年度、多くの施設で指定管理の期間を次の来年以降の期間の指定管理者の募集をするかしないかということを議会に方針を御報告してはおりまして、その結果は今年度、各施設の指定管理の更新等の方針として、それぞれ個別に議会にお示ししているというところにつながっているというふうに御理解いただきたいということを、恐らく先ほど課長が申し上げたかったんじゃないかなというふうに思います。それを全体としてまとめたものがどういう形でお示しできるのかというのは、これはちょっと個別にすり合わせをさせていただければと思います。以上であります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 言われてること分かります。だから、もし指定管理制度そのものについてある程度まとめたものがあるんだったら、何らかの形で示してほしいということで、それはすり合わせというか、検討していただきたいと思います。

それから、今の副市長の答弁で、各施設に関して、それぞれの施設の担当課は、少なくとも自分が指定管理をやってることに関して課題を把握して、将来的な構想を整理して、在り方をまとめる、それは当然やられている。やられた上で多分その結果、次の更新に向けてどういうふうにするかという方針を示す。だから各施設に関しては、その施設の担当課が①、②、③の作業はやられているというふうに思っていいですか。そういうふうに今の副市長の答弁は理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 私はそのように認識しております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それから、次は、その同じ23ページの借地料見直しの推進と書かれているところ。各年度ごとの実施状況のところで、令和4年度は借地権買取り、5年度は2件買取り、6年度は1件買取りということで、これに関してちょっと実情を知りたいというのが趣旨なので、これ具体的にどこの借地だった部分を市が買い取ったのかというのを示していただければ。今すぐ答弁できるんだったらそれでいいですし、後でも構いませんが。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 借地の買取りの状況についてでございますけれども、令和4年度の1件につきましては、小学校用地でございます。令和5年度の実績につきましては、小学校用地及び淀江町にございます天の真名井遊歩道用地でございます。令和6年度につきましては、水鳥公園の看板設置用地でございます。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それから、24ページに関して、上の段です。遊休地財産の売却・活用の徹底ということで、この実施内容で、遊休地財産の一覧、これホームページに掲載しているというふうに書いてるので、実際見てみました。そうすると、ホームページでは、用語としては未利用市有地情報という項目を見出で載っているのですが、まずその遊休地という言い方と未利用市有地、同じものだと理解していいですか。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 遊休地と未利用地の表現の違いについてでございますけれども、基本的には同様なものだというふうに考えております。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、遊休地に関してはホームページに一覧を載せてる、用語としては未利用市有地というふうな言葉を使ってるけど、遊休地に関してホームページで市で具体的な場所とか、どういう状況かを示している。

ここで1つお聞きしたいのは、この実施内容に関しては、売払いを図る、要は遊休地は売ると。売却できないものは民間への有償貸付け等による活用、だから基本的に売却だけど、貸付けというのも一つの利用方法として考えているというふうにここに書いています。それから、ホームページも改めて見ると、未利用市有地に関しては、こういうふうに米子市の考え方を示しています。「米子市では公共的に利用予定のない市有地について、売却または貸付け等により有効利用を進めています。」

ここで、これはちょっと以前の別の案件なんですが、市の考え方として、遊休地は売却をするもんだというふうな答弁があったと思います。ちょっとこの辺、私は整合性が欠けているかなと思いますので、改めて説明してください。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 未利用地、または遊休資産の売却または貸付けについてのお問合せでございますけれども、基本的に遊休資産につきましては第5次行革のほうにも書いておりますように、積極的に売却というのが原則でございます。その中で、例えば売却に至らないもので貸付け等の御希望があった場合には、貸付けにも対応する、そういう整理でございます。以上でございます。

○土光委員 考え方、分かりました。

○塚田委員長 土光委員、手を挙げて。

○土光委員 失礼しました。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 あと、30ページに関してです。この中で、年次有給休暇の取得の割合というのが年度別に、例えば令和5年度だったら78.5%。それから令和6年度だったら実績として……。あっ、同じか。70……。どこに書いてある。80%。あっ、違うな、どれだ。まあ、いいわ。この取得率の割合をどういうふうにしてるか、令和6年度の欄にちょっと説明があるんですよね。年休は全年休（繰越し含む）に対する取得率ではなくて、特定事業主行動計画、新規付与年休20日に対する取得率の目標。ちょっとこの特定事業主行動計画はよく分からんんですが、要は繰越しは含めずに、新たにマックス20日だから、その20日をどのくらい消化しているか、それが取得率で計算している、そういうことですね。

私、ちょっと思ったのですが、例えば、ある人がマックス20日間有休を持っている。その年に15日間消化した。そうすると75%ですよね、20分の15。5日は当然翌年に繰り越すことになります。だからその年は15日、取得率は75%、それはそのままそうだと思います。じゃあ、翌年、この人は5日間は繰り越して、新たに20日間、つまり25日、一応有給休暇取ろうと思ったら取れる状態だと思います。その人は、次の年は2

0日取ったとします。そうすると、その人の取得率はどう計算して何%になりますか、ちょっとそれを。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 結果といたしましては100%ということで換算しております。といいますのが、一人一人のそういった状況ということではなくて、全体の年次有給休暇の取得の日数がございまして、それを20日で割っているというところになります。個別のその人ごとの状況というのを見ずに、全体として単純に割っているということで状況、パーセンテージを出しているところでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 新たに20日取得して、繰越し5日あって、その人がその年に20日間有休を取得したら、値としては100%で出る。あっ、それならいいんですが、この説明見て、繰越しを含むことの取得率はないと書いているので、私は例えば、その人が25日持ってる、でも20日間取って、当然これ繰越しを優先的に使うと思うので、新規の20日に関しては15日しか取ってないことになって、そうすると計算上、75%になってしまふんじやないか、そういう計算をしているとすると、実情とは違った数値かなと思って、それであえて聞いたのですが、そうではないということですね。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 年休の消化の考え方につきましては、土光委員、指摘のとおりでございます。古いところから基本的には消化していくところなんですけれども、このパーセンテージを出すに当たっては、そこはその考えを排除いたしまして、単純に20日ということで計算しておるところでございます。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 それなら分かりました。

○塚田委員長 特によろしいですか、ほか。

○土光委員 はい。

○塚田委員長 幸本秘書広報課長。

○幸本秘書広報課長 すみません、先ほど土光委員から御質問ありました、市ホームページの有料広告のお問合せで、私、誤った答弁をしておりましたので、訂正をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○塚田委員長 はい。

○幸本秘書広報課長 すみません。先ほどのお問合せは、市ホームページに限った有料広告の取組についてということでありましたけども、私が答弁した内容は、広報よなごに関する取組についての説明であります、大変申し訳ありません。

市ホームページへの有料広告掲載につきましては申込制を取っておりますので、市のほうで基準を設けておりまして、その基準に照らして、掲載内容が適合しているものを掲載しているということでございます。大変失礼いたしました。

○塚田委員長 よろしいですか。ほかないですか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、令和7年度米子市中期財政見通しについて、当局からの説明を求めます。

金川財政課長。

○金川財政課長 それでは、令和7年度米子市中期財政見通しについて御説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。最初に、1の中期財政見通しの目的についてでございます。

まず、冒頭におきまして、経済財政運営と改革の基本方針2025、いわゆる骨太の方針から国の政策の基本的な方向性に触れております。国は、この方向性に基づきまして、様々な経済対策を講じておられるところです。

一方で、本市の現状認識としましては、物価高騰の先行きが不透明であることに加えまして、都会に比べると、成長と分配の流れがなかなか追いついてこないことなどから、地方財政の将来は少なくとも中期的には決して楽観視できないと考えているところでございます。

続いて、本市の現状についてでございます。税収につきましては、引き続き堅調に推移するものと予想しているところでございます。しかしながら、公共施設、インフラの長寿命化対策など、将来の財政運営に影響が見込まれる課題は山積をしております。

このような状況において、本市におきましては、第2次まちづくりビジョンに基づき、時代の変化や新たな課題に適切に対応しつつ、将来への種まきとなるような施策を推進していくために、先ほど申し上げたような国の動きを注視しながら、効率的かつ効果的に取組を進めていく必要があると認識しているところでございます。こういったことを踏まえまして、本市の持続可能な財政運営の指針とするために、令和7年度における中期的な財政見通しを作成したところでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。2番、期間・会計単位、3番の時点修正につきましては、例年どおりの形で見通しを作成しております。

続きまして、4番、今後の見通しについてでございますが、項目の詳細については後ほどグラフをお示ししながら御説明をさせていただきますが、ここで私のほうから総括的に申し上げますと、まず歳入でございます。市税収入の堅調な推移が見込まれる一方で、地方交付税は、それを補う財源として、税収の動きや交付税に算入される起債の償還に連動して見込んだ結果、ほぼ横ばいとなっております。国、県支出金や市債は、投資的経費などの歳出に連動して推移するように見込んでおります。

また、歳出におきましては、まず扶助費が高齢化の進展により高止まりにあると見込んでおります。また、物件費や補助費などの各費目におきまして、今後計画されている大きな事業について経費を見込みました結果、基本的には増加傾向にあると考えております。また、米子アリーナ、あるいは義務教育学校の整備をはじめといたします投資的経費につきましては、令和7年度と8年度が多くなっておりますが、その後につきましても比較的高い水準で推移していくことを想定しております。公債費につきましても、近年のそういう大規模な事業で借り入れた建設債の償還が今後本格化しますことから、臨時財政対策債の発行がなくなったということで減少はしますものの、今後、しばらくの間、徐々に増加をしていくということで見込んでおります。

こういったことを踏まえて試算をした結果、現段階の見通しとしましては、昨年度にお示しをした見通しと同じく、今後、単年度収支の不均衡が生じることとなりまして、令和

12年度には実質収支が赤字となって、基金の取崩しが必要になる可能性があるということで見込んでおります。

続きまして、各項目につきましては、担当のほうから御説明をいたします。

○塚田委員長 中村財政課総括主計員。

○中村財政課長補佐兼総括主計員 それでは、各項目ごとに説明させていただきます。

4ページをお開きください。5、主な歳入・歳出の推移と今後の見通しについてでございますが、こちらからは、各項目ごとに、これまでの推移と令和11年度までの見通しをグラフ化して記載しております。

まず、歳入のうち市税についてでございますが、グラフの茶色の部分の個人住民税につきましては、令和6年度は定額減税が実施されました関係で、前年度に比べて約4億8,000万円の減となっておりますが、定額減税の額が6億1,000万円程度ですので、実質的には1億3,000万円の自然増となっております。

なお、定額減税による減収額は、全額令和6年度の地方特例交付金により補填されております。また、令和7年度については、昨今の賃金の上昇の影響により、定額減税がないものとした場合の8月末現在の対前年度比がプラス3.9%と伸びていることから、約9億1,000万円の増額を見込んでおります。令和8年度以降は、過去の推移や人口増減等を加味した結果、増加傾向で推移するものと見込んでおります。その他の税目につきましては、固定資産税の評価替え等により多少の変動はありますが、ほぼ横ばいで推移し、税収全体としましては、人口減少を考慮してもなお微増傾向と堅調に推移していくものと見込んでおります。

次に、5ページを御覧ください。普通交付税と臨時財政対策債についてでございます。まず、棒グラフの緑色で表しております臨時財政対策債ですが、令和3年度には24億円程度の発行があったものの、国において交付税財源の不足が縮小したことにより、近年は発行額が大幅に減少いたしまして、今年度は発行額がゼロとなりました。令和8年度においても、国の概算要求の段階でゼロとなっておりまして、当面は発行はないものと見込んだところでございます。

また、普通交付税につきましては、令和3年度以降令和6年度まで毎年度、国税収入の上振れにより追加交付が実施されておりまして、以前に比べて高い水準を保っております。今年度は、現在のところ追加交付の予定はございませんので、多少の減額となる見込みとしております。

今後の見通しですが、税収については、先ほど御説明いたしましたとおり、今後も堅調に推移するものと見込んでおりまして、また、臨時財政対策債のような額の大きい償還が減少するなど、普通交付税が減る要素がある一方、大型の投資的事業に伴う公債費の増や、鳥取県西部広域行政管理組合で実施いたしますごみ処理施設の建設費に係る算入額の増などを考慮いたしまして、結果としてはほぼ同水準で推移していくものと見込んでおります。

次に、6ページを御覧ください。市債についてでございますが、各年度の市債の発行合計額の推移を載せております。今後、市債の発行額の目安となる投資的事業につきましては、この見通しを作成する時点で盛り込めるものは盛り込み、その他は投資的事業の平準化などを一定程度考慮をしながら、事業量の総枠として推計をしております。

近年の状況を見てみると、総額はおおむね約40億円から55億円の間で推移してお

りますが、臨時財政対策債の発行額を除いた建設債、これはえんじ色の棒グラフになっておりますが、建設債だけを見ますと、大型の投資的事業の実施により発行額は増加しております、比較的高い水準となっております。

さらに今年度につきましては、臨時財政対策債はゼロとなるものの、前年度からの繰越事業分が15億円あるほか、現年でも義務教育学校や米子アリーナなどの大型の整備事業が重なっていることから、建設債だけでも72億円を超える発行額となると見込んでおります。

今後につきましても、継続して実施していく大型事業が複数ありますと、米子アリーナの整備が終了することで、令和9年度には一旦落ち着きますが、その後も数年間は建設債の発行は高い水準となるものと見込んでおります。

続きまして、7ページを御覧ください。歳出について、まず人件費についてでございますが、上のグラフの退職手当を除く人件費の青の折れ線でございますが、令和6年度は給与改定による増に加え、会計年度任用職員の勤勉手当の支給が始まったことによりまして、大幅な増額となっております。今後は、DXやBPRなどの業務の効率化の推進を踏まえ、会計年度任用職員の減少を見込み、僅かに減少していくものと見込んでおります。

次に、下のグラフは、退職手当の推移と見通しについてお示ししております。令和5年度からの定年の段階的な引上げにより、令和13年度までの奇数年度は定年による退職手当が発生しない年度となりまして、退職手当が大変少なくなっています。これにつきましては、退職手当の支給が次の年に先送りになるだけでありますと、年度による変動が激しくなります。そこで、負担の平準化を図るために、定年がない年度に翌年度の退職手当相当の半分を基金に積み立て、翌年度に取り崩すということを令和5年度から実施しております。基金を活用した場合の負担額をピンクの点線で示しておりますと、負担の平準化を図る工夫を図っております。

次に、8ページを御覧ください。公債費についてでございますが、上のグラフのうち公債費全体の額、緑の折れ線でございますが、令和3年度に普通交付税の追加交付を活用し、繰上償還を実施して以降、60億円程度で推移しております。今後も大規模な事業が続くことから、しばらくは高止まりで推移するものと考えております。

下のグラフは、地方債残高の推移と見通しを示したものでございます。緑色の地方債残高の総額は緩やかに減少しておりました。今後見込みについては、この総額につきましては、今年度及び令和8年度は、先ほど市債発行のところでも触れましたとおり、市債の発行が大幅に増えますので増額に転じる見込みですが、その後は減少傾向にあるものと考えます。しかし、青いグラフの建設債に絞ったほうを見ていただきますと、複数の大規模事業の実施が続きますので、今後数年は徐々に残高が増加していくものと見込んでいるところでございます。

次に、9ページを御覧ください。基金の積立金についてでございますが、このグラフを見ますと、総額としては一旦令和9年度にピークとなり、その後は減少していくものと見込んでおります。この主な要因としましては、鳥取県西部広域行政管理組合への新しいごみ処理施設の負担金の大幅な増に備えるため、黄色の部分の一般廃棄物処理施設整備負担金基金の積立てを令和3年度から行っておりますが、現段階では令和10年度から取り崩す計画となっており、基金残高が減少することが上げられます。

青色の財政調整基金につきましては、平成28年度から決算剰余金処分としての基金積立てを行っておりまして、令和7年度におきましても、このたびの補正予算について積立てを計上しております。一方で、物価高騰に係る経費などに充てるため、今年度は現時点で約5億円の取崩しを予定しております。

さらに、グラフには出ておりませんが、この見通しどおりに推移した場合、令和12年度からは実質収支の赤字を補填するための取崩しが発生することとなり、残高が減少するものと見込んでおります。

次に、10ページを御覧ください。健全化判断比率の推移と今後の見通しについてでございます。実質公債費比率は令和4年度以降、また将来負担比率は令和6年度以降、少しずつ上昇しております。今後についても、公債費が高い水準で推移することや、大規模な事業の実施により建設債の残高が増加していくことなどを考慮しますと、どちらの指標とも現時点ではこれ以上の数値の低下は見込めない状況でございます。しかし、我々としては、単に数字の動向を追うだけでなく、市の発展のためにやるべきことはしっかりと行いつつ、その上で財政健全化との両立を図ることが重要であると考えております。

11ページから13ページにつきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、14ページから16ページを御覧ください。これまでの決算額の推移と将来の見通しを記載しております。14ページは、令和2年度から令和6年度までの5か年の決算実績を示しております。15ページ、16ページは、今後の財政見通しについてですが、15ページには、令和7年度から11年度まで、16ページには、参考値としてではございますが、令和12年度から16年度までの推計値を示しております。

最初にも御説明いたしましたように、歳入の税収は、今後堅調に推移するものと見込んでおります。また、地方交付税は、税収や公債費の増減などを反映して算出した結果、ほぼ横ばいで推移するものと見込んでおります。国、県支出金や市債は、歳出に連動して増減しております。

結果として、歳入全体では、今後は各年度で増減はあるものの、減少傾向となっております。一方、歳出では、公債費や投資的経費、扶助費などは、今後数年間は高い水準で推移するものと見込んでおりまして、特に令和11年度からの公債費の増加や鳥取県西部広域行政管理組合のごみ処理施設の整備に係る負担金の増加、これは補助費のところの増加に表れておりますが、これらの影響により、このままの状況で推移していくと、令和12年度には収支の均衡を保つため、財政調整基金を取り崩す必要が出てくるのではないかと見込んだところでございます。16ページの下から4行目に財政調整基金取崩額とありますが、これが2行上の実質収支の赤字を補填するために基金を取り崩す額でございます。

最後になりますが、このような結果にならないよう、将来の種まきとなるような施策を推進する一方で、税源涵養や補助金などの財源の確保に一層努めるとともに、第5次行財政改革大綱に基づく行財政改革の推進、また公共施設等総合管理計画等に基づく適正な施設管理、DXやBPRの推進による業務の抜本的な効率化、合理化や、それに合わせた職員の再配置など、持続可能な財政運営のために、しっかり取り組んでいかなければならぬということを申し上げまして、説明を終えさせていただきます。以上です。

○塚田委員長 当局の説明を終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

奥岩委員。

○奥岩委員 まずは、かなり御丁寧に御説明いただきありがとうございました。

ちょっと私の個人的な意見なんですけど、事前に資料を頂いておりますので、説明はもっと簡潔でもよかったですかなと思います。ほかの委員さんがどう思っておられるか次第ですが、また委員長、その辺は御検討ください。

こちら、毎年度、中期財政見通し出していただいておりまして、いろいろお話があるんですが、あくまでこれ見通しとして、計画ではございませんので、見通しつていう前提でお話をさせていただきたいんですけど、今年度、ちょうど今、9月定例会中で決算見せていただいておりまして、先ほど来御説明がありました公債費のところですとか財政健全化の判断比率のところですとか、数値を見させていただきますと、近年、ここ5年ぐらいですかね、かなり数値がよかつたので、今年度決算見させていただきますと、数値がちょっとどうかな、今後どうなるのかなっていうようなところを心配していたんですけど、見通し見させていただく限り、この辺りのところの数値の推移は、それほど悪化していかないんだなっていうところが現状見させていただきました。

その上で、今後も、今見通しで出していただきまして、先ほども御説明あったんですけど、今後も各計画に沿って基金取崩し等ないように、プラス市民サービス低下しないように頑張られるっていうことだったんですが、1点だけ伺っておきたいんですけど、公債費のところなんんですけど、現状こういったふうに御報告を受けているんですけど、ただ、それはいっても、投資的な経費っていうのはかかってきまして、公債費、どこかのタイミングで増えたりっていうようなこともあると思うんです。現状、見通しとしては、こういった推移でよろしいですよね。先ほど御報告あったんで、このままだと思うんですけど。

○塚田委員長 金川財政課長。

○金川財政課長 公債費の推移についてでございます。

御説明さしあげたとおり、近年の大規模事業の実施によりまして、その償還が本格化したことで公債費が高止まりが続いているということで考えておりまして、今後も米子アリーナ、義務教育学校と整備が続きますので、公債費負担については大きくなるとは考えております。

ただ、過去の建設債の償還等もありますので、この見通しのとおり推移いたしました場合には、その後でまた減少の局面ということが生じるものと考えております。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 分かりました。

大型事業については、必要なところは進めていきたいですし、その年度、一時的に公債費増えるような年次的なところがあるっていうのも理解しておりますので、その辺りはバランスを見ていただいて、恐らくいつも言われることだと思うんですけど、これ、公債費が減ってくると、もうちょっと投資したほうがいいんじゃないかっていう意見を議会から言われ、えてみると減らしたほうがいいんじゃないかっていうのを言われてっていうので、毎回この数字を見て、増やしたほうがいい、減らしたほうがいいっていうのは毎回毎回言われると思うんですけど、といった意見も踏まえつつ、今御答弁いただいたと

ころと、プラス、私個人的には、先ほどの御説明伺いました、必要なところはしっかりと使っていただいて、今後、起債もしていただけて活用していただけたらなと思いますんで、引き続き頑張っていただけたらと思います。見通しということですんで、これはこれで受け止めさせていただけて、引き続き、計画とか各年度事業のほうを見させていただきたいと思います。以上です。

○塚田委員長 ほかに。

徳田委員。

○徳田委員 資料の16ページでございますが、先ほど説明がございましたように、令和12年度は財政調整基金取崩し額が9億4,400万円、以降、積立額は2,200万円、1,500万円、1,100万円、100万円、令和16年度はゼロという推計がされておられますけども、この9億4,400万円不足する大きな要因というのは、数字見てもちょっと分からぬもんですから、その辺教えていただきたいのと、令和16年度に積立額がゼロになってしまう大きな要因という、以上2点について、教えていただきたいと思います。

○塚田委員長 金川財政課長。

○金川財政課長 まず、令和12年度、実質収支の赤字、基金の大幅な取崩しが生じるところでございますが、これにつきましては、先ほどの公債費の増加、もう一つは、現在の予定の西部広域行政管理組合のほうで実施される一般廃棄物処理施設への負担金、そういったことと、あと、年度によっては定年延長制度によりまして、各年度、1年置きというようなところで定年退職が発生しますので、そこで人件費が増減をするといったことがございます。

基金の枯渇につきましては、これはこの見通しのとおり、仮に推移をしますと、毎年多額の実質収支の赤が発生をして、財政調整基金を取り崩して、その結果として基金が枯渇をすることになりますが、もちろんそういうことにならないように、単年度実質収支の黒字の確保といったことには様々な策を講じまして努めていくというふうに考えております。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 分かりました。いいです。

○塚田委員長 ほかに。

戸田委員。

○戸田委員 9ページの先ほど来から説明がありました西部広域の大規模改修についてでございますけども、令和9年度末で約17億円の積立てを予想されておられるわけですけれども、しかしながら、総事業費が約200億円が想定されるとのわけですが、その中で国庫補助金50%あっても、100億円の負担金が出ていくという形になるかなと想定するんですけども。そこで、西部広域の負担というのは、均等割20%、実績割80%ということで想定されるとのれども、それらを踏まえれば、本市の負担割合というのは大体50億円か60億円ぐらい、私の考え方ですよ、試算されるわけですけれども、今の積立てが17億円ということありますけれども、その辺で十分に対応できるのかどうなのか。予算が硬直化しないのか、柔軟性は保たれるのかどうなのか、その辺を伺っておきたいと思います。

○塚田委員長 金川財政課長。

○金川財政課長 この基金の積立金についてでございますが、現状の事業費等の見通しに基づいて、以前に取決めがされたものでございます。引き続き事業費等、当然、工事費の高騰等も今懸念されるところではございますので、そういったところの情報共有をしっかりとしながら、必要に応じた対応を今後取っていくということで考えているところでございます。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 見通しを踏まえて、対応しておるという説明だったかというふうに思いますが、この総事業費は巨費なものですから、やはり将来的な今の予算の柔軟性を鑑みれば、積立てを私は増やすべきではないかというふうに思いますが、取決めがあるようですので、了としますけれども、その辺は十分に今後検討していただきたい。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 何点かお聞きしたいと思いますけれども、まず、歳入の個人市民税のところで、調定額が前年同月比3.9%の増となったということで、こちらについて、要因がもし分かれば、まず伺いたいと思います。

○塚田委員長 中村財政課総括主計員。

○中村財政課長補佐兼総括主計員 市税の個人住民税につきましては、令和6年度、定額減税があったんですけども、定額減税をないものを見て、3.9%の増と、この年度は、8月末時点の調定額で増となっておりまして、その要因としましては、やはり賃金の上昇による増というふうに見込んでおります。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 賃金増ということで、そんな上がったのかなと思いながら、数字見させていただいたら、結構上がってるのかなという印象あったんですけども、それ以降、所得割額の伸び率、プラス1%と、生産年齢人口の減少等を見込んで推計していただいてることでして、ここ、もう少し詳細が分かればなと思ってます。というのも、生産年齢人口というのは減っていく中で、それを上回るほどの、先ほどおっしゃられた賃金上昇というのがあることによって、税収が微増で伸びていくというふうな見通しだと思うんですけども、もう少し、どの程度生産年齢人口の減少があって、それを上回っていく这样一个が分かれば、伺いたいと思います。

○塚田委員長 金川財政課長。

○金川財政課長 生産年齢人口の減少を見込んだ上でも増加しているというところでございますが、一つには、先ほどの賃金上昇、これは物価高騰等によります額面の上昇というものもあると思いますし、現在のところをベースに見込みますと、それをもっても堅調に推移するということで考えているところでございます。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 見通しですので、そういったことで、承知いたしました。

そして、法人市民税については、7年度から11年度まで全く同額で、見通しとしては推移するものと思っておられると思うんですけども、経済部さんの方で様々取組をしていただいている結果、減少せずに、この程度の税収を見込めるんじゃないかなというような見通しという認識でよろしかったでしょうか。

○塚田委員長 金川財政課長。

○金川財政課長 法人市民税につきましてはなかなか、例えば企業誘致とかでの税源涵養がどれぐらいできるかというところ、具体的には見込みにくいものでございますので、そういう推移となっておりますが、実際に企業誘致も進めて、中には実際進出された企業がさらなる設備投資をされたといった事例もありますので、当然そういったことは、今後上振れの部分としては期待をされるということで考えております。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 数字のところは毎年更新されていくものだと思いますので、そのように受け止めさせていただきたいと思います。

最後に、この財政調整基金のところについてお伺いしたいと思いますけれども、先ほども質問あったかもしれません、取崩しが必要という話でして、このままでいくと、大体26億円から27億円程度で推移していくものというふうに見通しとしては書かれている一方で、標準財政規模の1割が、以前は33億円だったと思うんですけれども、ここは34億円というのが一つの目安となっておりまして、ここにすごく大きなギャップがあるなというふうに感じるんですけども、どのように対応していくのか、もしお考えがあれば伺いたいと思います。

○塚田委員長 金川財政課長。

○金川財政課長 財政調整基金につきましては、確かに標準財政規模の10%ということで目標を定めておりますが、先ほどの報告でもありましたとおり、コロナ禍から物価高騰へ至る中での機動的な財政出動ということで、取崩しをさせていただいたところもございます。それによりまして、今の残高というのは、それには満たないものとなっておりますが、やはり今後、そういう事態がありましても、機動的に対応できる水準にはあるのではないかというふうには考えております。今後も当然、毎年の実質収支の確保、剰余金の積立てということをしっかりと取組をさせていただいて、少しでも実際の残高が目標値を上回るような形を持っていきたいというふうには考えているところです。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 分かりました。12年度から取崩しが始まりますので、できるだけもう少し積み増しをしていただきたいなというふうに思いますので、これは意見として申し述べておきたいと思います。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 7ページのグラフの質問です。退職手当を除く人件費と職員給の推移と見通し。このグラフを眺めていて、例えば2025年、これから見通しの部分になりますが、これ、赤色は職員給、青色はそれの合計ということで、だから、この赤い色と青色の差が会計年度任用職員等々、いわゆる非正規の人件費。だから、単純に赤色が正規の人件費、それから、赤と青の差の部分が非正規の人件費というふうに言います。

そうすると、例えば令和7年から令和8年に関しては、赤色はちょっと増えてます。つまり、正規の職員の人件費は増えている。ところが、総額でいうと減っているということは、非正規の人件費は減ってるということになるのですが、令和7年から8年の推計で正規は増えるけど、非正規は減る、その辺の理由、要因。それから、例えば令和9、10、

11年、この辺も正規は増える傾向にある。ところが、総額が減っているということは、非正規は減る傾向になっているという見通しになるという要因をお聞きします。

○塚田委員長 金川財政課長。

○金川財政課長 人件費の減少の部分につきましては、会計年度任用職員数が令和8年度以降、徐々に減っていくということを想定をしていまして、その結果として減少しているというものでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 この会計年度任用職員数が減るというふうに見通しがあるというのは、理由は何ですか。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 会計年度任用職員が減る見込みの推計ということなんすけれども、BPRの推進ですか、業務効率化、DXの推進等によって、定型的な業務というのを今減らそうというふうに一生懸命努力をしておりますので、それによって減るというのが1点。もう1点ですけども、休職者ですか、育児休業者の代替職員を今まで会計年度任用職員としていたんですけども、それを完全にではないんですけども、任期付職員ですか、フルタイムの職員で置き換えるということも考えているところでございます。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

○塚田委員長 よろしいですか。

○土光委員 はい。

○塚田委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市特別職報酬等審議会の開催について、当局からの説明を求めます。

楠職員課長。

○楠職員課長 それでは、米子市特別職報酬等審議会の開催について御説明申し上げます。

まず、1項目めの開催の理由でございます。本市の特別職報酬等審議会、報酬審につきましては、令和元年度の答申におきまして、市長選挙が行われる都度、速やかに開催すべきとの御意見をいただいております。また、直近では、令和5年度に報酬審を開催し、その答申の中でも引き続き定期的に開催し、報酬等の額の適正な水準について審議するようにと示されております。このような経緯を踏まえまして、今年度行われました市長選挙を契機に報酬審を開催することといたしました。

次に、2項目めの諮問内容でございます。今回、審議会に諮問いたします内容は、次の2点でございます。1点目、特別職の給料及び報酬の額。2点目、特別職の期末手当の支給割合及び加算割合となっております。

次に、3項目めの審議会の開催回数でございます。審議会の開催は、10月上旬から11月上旬にかけまして2回程度を予定しております。その他、スケジュールにつきましては、資料に記載のスケジュール概要のとおり考えているところでございます。

最後に、4項目めの委員の構成についてです。委員は7名体制で構成する予定としております。選任方法につきましては、経済団体など、各団体からの推薦による委員が6名、

公募による委員が1名となっております。

説明は以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

土光委員。

○土光委員 審議会の開催が2回ということですが、審議会が10月上旬からで、答申が出るのが11月上旬ということを想定しているということでしょうか。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 お見込みのとおりでございます。これまで3回開催していたときもあったんですけども、今回は、皆さんお忙しい中で予定を合わせていただくということもありまして、2回の審議で、なるべく分かりやすい資料を作成させていただきまして、皆さんに審議いただくように考えているところでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これまで3回で、今回2回にする。2回にした理由は、今説明がありましたが、これ、1回目は当然、委員の初顔合わせも兼ねて、多分担当課から、割とたくさんの資料を説明するはずです。2回で答申案を出すということは、2回目は多分、もうその段階で答申案ができているはず。それがいいか悪いかを確認して、じゃあ、これでいいですねというふうになると思います。

そうすると、1回目は資料の説明が中心になると思います。委員も初めて見る資料なので、それに関して議論というのはなかなかすぐはできないのではないか。それから、2回目はもう答申案が出てしまっている。そうすると、これまで3回というのは、多分2回目である意味実質的な議論をして、それで固まったのを基に3回目で答申案出して、というふうにやっていたと思うんですが、2回では、それが事実上議論する場がないようなスケジュールだと私は思えるんですが、いかがですか。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 直近2回の審議会におきましては、1回目にまず、事務局から方向性ですか、金額の具体的な案を示さない、白紙の諮問というのを行っておりまして、そのためには、審議に時間を1回分要したということがあります。

今回は、当初から事務局の改定案というのをお示しして、事前に資料の説明等もさせていただくことで、効率的な会議の運営を考えているところでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 もう最初から事務局案出て、これどうですかみたいな、ある意味で審議会の形骸化がますます進むような、そういうやり方だと私は思うんですが。

2回にした理由は、各委員が忙しくてなかなか時間取れない、それはそうなんでしょう。だったら、始まる時期をもうちょっと早くすればいいだけで。2回だったらすぐ決まらないから、もう事務局案、最初から出す。これまで白紙の状態で、というふうにやってたと思いますが、事務局案出すから2回で済むというのは、私は変更方法として、いい改正じゃなくて、改悪のようなやり方だと思えるのですが、いかがですか。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 少し誤解もありますので、改めて御答弁申し上げますが、2回というのは、

絶対2回でということをここで決めるわけではございませんで、必要があれば、当然3回等を開催するということが基本であります。2回しかしないということではなくて、今スケジュールで想定しているのは2回だということであります。そこはまず、誤解がないようにしていただきたいと思います。申し上げたいのは、十分審議を尽くしていただくということがこれは必要だというふうに私どもも思っているということであります。

それから、2回か3回かという議論は、その上で判断すべきことだと思いますが、今、担当課長が申し上げたのは、実は、報酬審議会を再開というか、開催するようになってから、今回3回目になると思いますが、それより以前は、当時の考え方かどうかは分かりませんが、しばらく報酬審議会が開かれないとあって、実はこれ開かないけんじやないのということで、開くように、私も指示をしましたし、今回が3回目になるということです。再開するに当たって、改定のノウハウが失われていたところもありますので、どういう改定の考え方立つのか、そもそも何を見ていくのかといったところについて、幅広の議論をしていただいたということがございますが、2回、審議を重ねていただいているということなども踏まえると、どこまでどういう形でお示しするかというのは今後のいろいろ審議を尽くしていただくということを前提に工夫はしたいと思いますけども、改定の考え方のパターンというのがこれまでの議論の中である程度出てきているということだと思っておりますし、近時、民間の給与水準がどんどん上がってるということもあって、御案内のとおり、一般職についても毎年3%を超えるような改定が続いているという状況の中で、各自治体でもこれにどう対応するのかということの傾向といいましょうか、やり方がある程度出てきております。そういったような情報をできるだけ客観的に整理して、委員の皆さん方にどういう考え方の選択肢があるのか、これを第1回目から分かる形でお示しして、1回目から実質的な御議論をいただくような環境を整えたいと、このように考えているというのが先ほど職員課長が申し上げた答弁の本意であります。その上で、改めて、最初に戻りますけど、2回で足らなければ3回と、あるいは4回と、回を重ねることを否定しているわけではございませんので、その点は御理解いただきたいと思います。以上であります。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 絶対2回というふうに決まってるわけではなくて、当然審議会で必要があれば増やす、そういう運用をされることはある分かってます。だから、そこは誤解はしていません。

ただ、この日程見ると、11月上旬ですね。議会でこれ議決するから、絶対お尻は決まってるわけですよね。もう答申はいつまでに出さんといけんというのは事実上決めてるわけですよ。そのほぼ1か月しかない間に、2回だったら2週間に1回。もともと忙しい人たちが集まってるんでしょ、それを日程調整して増やすというのは事実上難しい、そういう状況だということを私は言ってるんです。少なくとも3回というふうに組んだら、3回はまず保障される。それだって必要によっては増やせばいいんだけど、この1か月の日程で、お尻がはっきり決まってる、1か月しかない。忙しい人が集まってる。それで2回と決めてるけど、絶対ではないみたいな。それは言うだけで、事実上2回以上は難しいと思います。だから、2回以上開ける環境で設定すべき。忙しい人たちが集まるんだったら、時期を早めるとか、何でそういうことができないのかなというふうに私は思います。それ

は私の意見です。

それから、もう一つ。これまで報酬審議会、空白期間があつて、2回か3回、ある意味で定期的にやってる。だから、一定のノウハウというか、パターンが得られたいるのは、多分それはそうでしょう。ただし、私が思うのに、例えば今回の諮問内容、これも毎回同じですが、特別職の給料及び報酬の額、それから、もう一つありますよね、期末手当の支給割合、これが適切かどうか。私、傍聴もしているんですが、期末手当、よく議会で問題になるというか、私がいろいろ意見を言ってるんですが、特別職の期末手当、これ、国的人事院勧告に従って自動的に決めればいいというのが前回の答申内容で、それが適切かどうか。人事院というのは、労働基本権を制約して代替という趣旨でやってるのを、それを特別職に機械的に当てはめるのが適切かどうか、そこはちゃんと議論をしないといけないと思うんですよ。事実上、例えば先回の報酬審議会、この期末割合の人事院勧告をそのまま当てはめればいいというふうな答申が出ていますが、私の知る限りでは、これをきちと議論した形跡はないです。ちょっと知る限りは、という一応括弧つきで。

だから、やっぱり議論はちゃんとする時間は必要で、特に期末手当、特別職に期末手当の考え方で、一般職の例によるという言い方、答申が先回出ましたが、これが本当に適切なのかどうか、そこはちゃんと、それこそ議会だけではなく、こういった報酬審議会で、私は議論をしないといけないと思います。その議論が欠けています。そういう意味でも、ちゃんと議論をする時間というか、回数、これを保障する形で、報酬審議会は設定すべきというふうに思いますが、いかがですか。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 重ねて申し上げますが、審議会でしっかり議論していただくと。議員の皆様方の報酬にも関わることでございますので、これはしっかり議論していただくということが基本だと思っております。時間的余裕がないということ自体は否定いたしませんが、あえて申し上げますと、12月議会にかけなければならぬという絶対的なものがあるわけではありませんので、審議が不十分で12月議会が間に合わなければ、12月議会に上程しないだけという話であります。ちなみに、新年度からの適用ということを視野に入れても、3月議会でも間に合うと、このように考えております。むしろ言えば、3月議会でも議論が収束しなければ、次年度以降の適用を見送ればいいだけの話でありますので、先ほどから申し上げてるとおり、我々は審議会をないがしろにするつもりも形骸化させるつもりも全くございません。しっかり議論していただくことということですが、重ねて申し上げますが、近時、非常に民間企業の動きが激しくなってる中で、すごく時間をかけて議論をするということが本当に時代背景に合ってるのかどうかということもあえてよくお考えいただきたいと思います、そういう御趣旨ではないと思いますけども。

それから、特別職の期末手当の問題については、御指摘のことは心したいと思います。しっかり議論していただくというのは基本であります。ただ、あえて申し上げますと、何か判断できるほかのデータがあるかということになると、これは非常に選択肢が限られるということであります。国のはうでは、民間企業実態調査と併せて、民間の特別報酬、これはいわゆるボーナスと呼ばれるものになりますが、この役職員等に対する民間企業の大規模な調査も実は行っておられて、そういうデータを持っておられた上で、実は勧告等が行われているということであります。勧告が行われるのは、これは、土光委員よく御存

じのとおりで、人事院の勧告というのは、直接、国の場合も特別職に飛んでくるわけではありませんので、それを踏まえて、国のはうでやはり一定の判断をされて、特別職の引上げが行われる。その背景の中に、実は、国は国で、特別職に対するボーナスの調査というのを別途行っておられまして、そういうデータを持ちながら国として判断しておられる。従来は、その引上げ率に連動するのが一番自然じゃないかという判断を審議会でしているだけの話でありまして、その判断を踏襲するかどうかということについては、今回もしっかりと議論していただきたいと思います。以上であります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。毎年これ12月議会に条例が出されるので、諮問を受けて出すということだから、12月議会がもう絶対的に期限が決まってるというふうに私は思ってたんだけど、今の副市長の話では、別に延びても構わない、来年になってもいいということなので。その趣旨は、諮問する際にきちんと審議会に、期限の考え方も含めて、分かるように諮問をしてください。

それから期末手当の在り方も、人事院勧告が出て、国は国の考え方でやってる。当然、市は市の考え方でどうするか、人事院勧告どおりするのか、いや、別な考え方で。そういった視点で報酬審議会としても議論して、答申をして、そいつた趣旨をきちんと伝えた上で、この報酬審議会、開催してほしいと思います。

それから、もう一つ、公募、これ、1名なんですが、前回も1名でしたっけ。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 前回も1名の公募委員で開催しております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

私はもうちょっと公募がある意味で広く、一般の市民、特定の団体、いろんな団体。特定というのは訂正します。いろんな団体だけじゃなくて、広く市民からの意見を聞く、議論をしてもらうという意味で、もう少し、1名を超えてもいいのではないかと思っているのですが、その辺の考え方をお聞かせください。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 公募委員の人数の内訳なんですけれども、米子市の特別職報酬等審議会条例の中で、第3条、審議会は委員7人以内で組織するという決まりがございます。関係団体の中から今、それぞれの分野において6名推薦いただいておるところでございまして、その分野というのは、決して重なるようなところではなくて、それぞれの分野の代表的な方がいらっしゃるところでございますので、構成自体は、7名のうちの1名が公募というところは、適正な人数なのかなというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 条例上7名以内と決まっていて、それぞれ意見を聴きたい団体が5つあるかな、だから残り1しかないから、そういう考え方で今は1名。それは分かりました。だから、条例を変えれば公募増やせるので、そういうことをしてもいいかなというふうに私は思います。意見です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、以上で総務部からの報告を終わります。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午後0時08分 休憩**

**午後1時03分 再開**

○塚田委員長 総務政策委員会を再開いたします。

総合政策部から4件の報告を受けたいと思います。

初めに、「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の改正について、当局から説明を求めます。

松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 それでは、「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の改正について御説明いたします。

8月の本委員会におきまして、条例の改正を行うよう検討を進めていると御報告をさせていただきました。このたび、条例の改正案を取りまとめましたので、御報告をいたします。今後といいたしまして、パブリックコメントや関係団体との意見交換などを行い、改正の最終案に係る整理を進めてまいります。

それでは、条例改正案概要について御説明をいたします。改正案と、現行の条例との対照表、資料ということでまとめさせていただいております。

まず最初に、改正理由でございますが、人権課題の複雑化、多様化、また、インターネットでの行為など、新たな人権課題が生じている現状を踏まえ、人権侵害のない人権が尊重される社会の実現に向けた取組をさらに強力に推進するため、人権尊重の社会づくりについて、基本理念を定め、人権侵害を行ってはならない旨を規定するなどの改正を行うものでございます。

2番目の改正のポイントでございます。まず、①でございますが、改正の条例名は、米子市人権尊重の社会づくり条例（仮）としております。②でございます。前文を新設いたしまして、これまでの人権に関する取組と具体例を示し、依然として人権侵害が存在していること、このような状況下、いかなる人権侵害を許さないとの決意の下、互いの人権を尊重するために主体的に行動することで、あらゆる人権侵害をなくすという本市の姿勢を明確にするものでございます。③でございます。基本理念の新設。第3条に基本理念を新設いたします。本市の人権に関する基本的な考え方を明示するものとして、3つの理念を掲げております。④でございます。人権侵害を行ってはならない旨の規定の新設。第9条に、人権侵害のない社会づくりの推進を新設いたしまして、人権侵害行為を行ってはならない旨を規定いたします。インターネット上を含め、人権侵害となる行為を規定し、人権侵害行為を行ってはならない旨を明記しております。人権侵害行為としましては4つ、ア、イ、ウ、エを掲げております。⑤でございます。第10条では、現行条例第5条、相談体制の充実を、より拡充するため、相談及び支援に改正し、人権相談窓口の設置と支援内容について規定をいたします。

2番目、今後の予定でございますが、令和7年10月、パブリックコメントを実施、また、関係団体との意見交換を行いまして、11月の閉会中本委員会におきまして、パブリックコメントの結果と条例改正の最終案を御報告したいと考えております。そして、令和7年12月定例会へ議案上程に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

森田委員。

○森田委員 何点か気になるところがありますので、お伺いしたいと思いますけれども、条例の名前も変えるということで、人権尊重ということで、もう少し幅広に人権を捉えていくものだというふうに認識をしておりますが、何か所か「部落差別をはじめ」という文言がございまして、前文のところはいいにしても、目的のところとかにも入ってるんすけれども、ここを残した意図というものがもしあれば伺いたいと思います。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 現在の条例が、米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例ということでございます。当然、現在の条例を引き継ぎまして、さらに人権の包括的な条例に改正をするということでございます。また、部落差別、依然としてございますし、本市におきましても、同和地区もございますので、やはり条例の継続という意味でも、部落差別をはじめということで、差別の代表ではないすけれども、こちらの条文に残させていただきました。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 意図は分かりましたが、個人的には、はじめ、とすると、やっぱりそれを代表するというニュアンスに捉えられるかなというふうにも思いますし、せっかくもう少し広めのところで今回改正をされるということですので、あまりそこに引っ張られないような書き方のほうがいいのかなというふうに思いますので、これは意見として申し述べておきたいと思います。

続きまして、定義のところに、「市民」とは、市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者をいう」ということで、この「滞在する者」というところが少し分かりにくいので、どういった方々を想定しておられるのかをお聞きできたらと思います。

○塚田委員長 萩原人権政策課長補佐。

○萩原人権政策課長補佐兼同和対策担当課長補佐 一時的に米子市に市外から来られて、例えばすけれども、ヘイトスピーチですか、そういった人権侵害行為のないためにということで、こちらのほうを加えております。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 すみません、私の理解不足で申し訳ないんですけども、この滞在する者って、例えば旅行者とか、そういった方々とかも含まれるのかどうかというところがもし分かれば。

○塚田委員長 萩原人権政策課長補佐。

○萩原人権政策課長補佐兼同和対策担当課長補佐 そのとおりです。旅行者も含みます。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 じゃあ、旅行者の方とか、例えばインバウンドで入ってこられた方々も、この相談窓口を使われる可能性も想定されているというような認識でよろしかったでしょうか。

○塚田委員長 萩原人権政策課長補佐。

○萩原人権政策課長補佐兼同和対策担当課長補佐 そのとおりでございます。

○塙田委員長 ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 条文の新旧対照表で案が出ておりますので、その中身についてお伺いします。

一つは2ページ、新しいほうで、第4条、市の責務と書いてるところ。これ対照表で、右側が旧、左が新で、新のほうでは、4行目「環境づくりを促進しなければならない」という言い方をしてます。旧では、「促進するよう努めるものとする」という表現していますよね。市の責務で、「促進しなければならない」が新。旧は「努めるものとする」。条例として、この表現で何か違いがあるのか。もし違いがあれば、表現をちょっと改めているのですが、その辺のところの説明をまず求めます。

○塙田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 このたび、条例を改正するに当たりまして、やはり市民の皆様に人権意識を持っていただいて、人権侵害のない社会づくりを推進するという、米子市としても強い決意を持って人権施策に当たっていくということで、こちらのほう「促進しなければならない」という言い方に改めたものでございます。

○塙田委員長 土光委員。

○土光委員 「努めるものとする」と「しなければならない」は、やっぱり意味が違うという前提で、新のほうは、単に「努める」ではなくて、「促進しなければならない」というふうに、強めの表現を使ったということですね。

○塙田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 そのとおりでございます。

○塙田委員長 土光委員。

○土光委員 それで、同じところで、「人権が尊重される社会的な環境づくりを促進しなければならない」。人権が尊重される社会的な環境づくり、この環境というのは、例えばどんなことを想定してますか。

○塙田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 市民の皆様が個々に人権意識を持っていただくということでございますので、やはり啓発等々の様々な人権についてのそういう意識をいただくといいますか、そういった機会をつくっていくということで、市民の皆様に人権意識を高めていただくというところのそういったものに市として取り組んでいくということでございます。

○塙田委員長 土光委員。

○土光委員 ここは市の責務、市は何をしなければならないか。今の答弁は、第4条、3行目に「市民の人権意識の高揚を図り」、これが今の答弁の内容だと思うんですが、図って、その次に、人権が尊重される社会の環境づくり。何かもっと違うことを言ってると思うのですが、具体的にどんなことを想定してるのかというのが質問です。

○塙田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 意識の高揚を図るについては、先ほど松本が申したとおりでもございます。環境づくりというのはそれも含めてということになりますが、後段で条文でも

出てきますが、その啓発と人権教育というのをしっかりとやっていこうということを今回位置づけてございます。それ以外にも、支援、相談体制、この点についても、より色濃く今回の条文で位置づけたところでございます。こういったものを総合的なものとして環境づくりを図ってまいりたいという趣旨であります。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、次に、3ページの新で第8条、旧は第4条に関してですが、旧のほうは、「あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため」、これは具体的な例示をしていますよね、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動等。それを新では、具体的な例示というのは完全になくしているのですが、この理由をお聞きします。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 第8条のところの比較で申し上げますと、「人権に関する施策の総合的かつ計画的」というふうに記載をさせていただいています。今回、今年の3月だったと思いますが、人権施策の推進プランを改定をいたしまして、公表させていただきました。本委員会でも御報告を申し上げたところでございます。このプランを着実に実行していこうということで、今回は、総合的という表現に改めさせていただいたものであります。以上であります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、具体的な例示まではあえて必要がないだろうという判断ということですか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 今回の人の権のプランの中にもこういった要素、旧第4条以外の要素というのも当然ながら含まれているものと認識しておりますので、あえて限定列挙するのではなく、総合的という表現に改めさせていただいたものでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、4ページの新の第9条ですが、これが具体的な、こういったことが差別行為に当たる、ということで書かれているところだと思いました。まず、第9条の出だしで、「何人も」というところ、これ、例えば団体って、法人とか、もっと言えば行政とか、そういった団体もそういうことをしてはいけない、「何人」というのは基本的に個人単位だと思うんですが、団体としてそういうった差別行為をしてはいけないというところは、何かそういう記述も必要かなと思ったりしたんですが。その辺、第9条、これはあくまでも個人個人のことについてそういうことをしたらいけませんという文言ですけど、会社とか、団体とか、もっと言えば行政とか、そういった法人、団体もしてはいけないというふうに書いてもいいのではないかと、読んで思ったのですが、どうでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 当然、人権侵害ということは、人だけではなく、そういう会社であったりということが当然と考えますので、また改めまして、こちらのほうは、言い回しにつきましては、精査いたします。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 ここは「何人も」という表現使わせていただいてますが、土光委

員がおっしゃった団体とか、そういういた組織体も含めて、包含する意味合いで使ってはいるところでございます。表現については、改めて精査はしたいと思っておりますが、趣旨としてはそういう趣旨でございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これ、条文の解説文みたいなのを同時につくるんですか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 一般的にこの条文を見直す際、今回、大きな見直しの一つでもございますので、条文の解説といいますか、こういった趣旨で改正をさせていただきましたということは、やはり市民の皆様方の意識を深めていただくために必要だと思っておりますので、検討はしているところであります。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 言葉のことだと思うので、「何人も」と文字どおり取れば、個人個人に対してというふうに取れてしまうと私は思ったので、広い意味で、団体としてもそういうことはしてはいけないとか、そういうことは含むべきだと私は思うので、それがこの表現で含むということが分かるように、例えば解説文とかあればいいし、そこは意見として申し上げておきます。

それから、この9条で、具体的というか、事例ということで、(1)から(4)がありますが、(4)不当な差別的取扱いというところで、「不当な」がついてるのですが、じゃあ、不当でない差別的取扱いってあるんですか。私は単に差別的取扱いでいいと思ったんですが。説明してください。

○塚田委員長 横口人権政策課担当課長補佐。

○横口人権政策課人権啓発担当課長補佐 こちらの「不当な差別的取扱い」という文言ですけれども、法律の条文等で使われておりまして、主な条文では「不当な差別的取扱い」という表現が使われております。単に「差別的取扱い」という表現をされているところもありますけれども、多くが「不当な差別的取扱い」「不当な差別的言動」という表現方法を取っております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 つけた理由は今まで分かりましたが、これ、市の条例ですよね。市の考え方として、「不当な」とつけたほうがいいと判断して、参考にしたのは法律かもしれないけど、そういうふうに判断をしたから、こう書かれているのだと思いますが、これ、ぱっと見ると、不当でない差別、取扱いがあるのかなと思ってしまって。実際、今、法律と言いましたが、国でこの手の法律を何か制定するとき、同じような議論があつて。この不当というのをつけるかつけないかみたいな、そういういた同じような議論がありました。だから、あえてこれがないと何か問題が起きるのか。差別的取扱いをしたらいけないというのは、当然の、条例の趣旨ですよね。それをあえて「不当な」というふうにあるんで、限定とは言わないけど、それをつけるのは、ちゃんとした理由が要ると私は思います。質問です。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 差別的取扱いで、不当がということでございまして、こちらのほう法律の文言等も引用しておりますけれども、こちら

につきましては、精査し、改めて条例改正の案という、最終案という形で、また説明させていただきたいと思います。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 ぜひこれ、最終的につけるという結果になったときも、ちゃんと理由が説明できるような形でお願いしたいと思います。

それから、同じページの新の10条、差別を受けた者に対してどういった支援をするか、相談支援をするかということで、1から4まで。1は助言ですよね、2は団体の紹介、それから3はその団体への支援かな、それは分かれます。4が私、よく分からぬのですが、今言った助言、紹介、支援、それ以外で、相談者及び関係機関等に対する必要な支援。1、2、3以外の相談者及び関係機関等に対する必要な支援というのは、どんなことを言ってるのか、ちょっとこの文章では私はなかなか理解ができなかったので、何を言ってるのかというのを説明していただけますか。

○塚田委員長 萩原人権政策課長補佐。

○萩原人権政策課長補佐兼同和対策担当課長補佐 こちらの(4)でございますが、これは個別の対応を想定しております。個別のケースによっては、必要な支援は多岐にわたりますため、あらゆる可能性を含めて支援を行っていくという意味で、こちら記載しております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 4をつけた思い、趣旨は分かれます。1、2、3と列挙して、それ以外もある可能性があるから、その他という意味で、多分、4項を設けているんだと思いますが。本人への助言、団体を紹介する、団体と連携して相談者を支援する、この1、2、3以外に漏れが考えられるということですか。それとも、念のために書いただけですか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 例えばですけども、関係機関に対する必要な支援というのは、(1)から(3)までには記載がない部分であります。関係団体、非常に多くございますので、何をもってということがございますけども、関係機関に対する必要な支援というのは、第1、第2、第3項にも位置づけてないところですので、これは別に定める必要があったということで、あえて位置づけてございます。また、相談者に対しての必要な支援についても、(1)は助言、(2)はいわゆる関係機関の紹介で、(3)が関係機関、多数な関係機関があると思いますけども、そこと連携した支援というところでございますが、それ以外にも、例えでございますけども、法的な手段、訴えるときに、一緒になって何かお手伝いをするだとかというのがひょっとしたらあるのかもしれません。実際あるかどうか分かりませんけども、様々な可能性があるということで、こういった規定を設けさせていただいております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 限定すると、それ以外、条例上できなくなってしまうから、様々な可能性、その趣旨は分かれます。今の説明で、大まかなところは分かりました。

それこそ今、法的な云々という一つの例が出されたんですが、よく今問題になっている、ネット上で、分からぬ人から誹謗中傷の投稿を受けたとか、何かされた。今それをされた人は何をしないといけないかといったら、まず、その人が誰かを特定する。特定するた

めには元のプロバイダーかな、そこで名前開示とか、そういうことをしないといけない。分かって初めて何らかの法的手段取れる。そういうことをしなければならなくて、これ、時間的にも費用的にもすごく負担で、やったもん勝ちみたいなことになっていると思います。この条例ができると、例えばそういった被害を受けた人が匿名の投稿者を特定するための手続とか、分かったときの対応とか、そういうことに関して、市から何らかの支援が受けられる可能性があるようになると思っていいですか。

○塚田委員長 萩原人権政策課長補佐。

○萩原人権政策課長補佐兼同和対策担当課長補佐 相談支援体制の中では、相談者からのインターネット上の誹謗中傷などの相談対応、削除要請の支援も行うこととしております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 その支援というのは、例えば弁護士とか団体、紹介をすると思いますが、費用も伴うことになります。その費用的な面も支援に含まれる、そういったことも含めて支援、というふうな条例の趣旨だと思っていいですか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 相談に来られた方への寄り添った解決に向けての対応ということでございますので、今のところ、金銭的な予算的な部分での支援というものは考えておりません。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 考え方は分かりました。ただ、相談者にとってみれば、単に相談をするだけとか、団体を紹介してもらうだけとかでとどまる、相談しても次のステップはなかなか難しいなというふうな思いがあるので、条例を作成する段階での考え方は分かりますが、そういった支援、踏み込んだところで、場合によっては必要になるじゃないかなというふうに私は思いました。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

大下委員。

○大下委員 1点確認させていただきたいんですけど、この④の人権侵害とする行為の「(インターネットを通じて行うものを含む。)を規定し」ってあるんですけど、これは、9条のこの4つでよろしかったでしょうか。

○塚田委員長 萩原人権政策課長補佐。

○萩原人権政策課長補佐兼同和対策担当課長補佐 そのとおりでございます。第9条に載せております(1)から(4)が人権侵害行為というふうに規定しております。インターネットを含みます。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 先ほど佐々木部長がおっしゃったと思うんですけど、具体例の例示はしないということでよかったです。どういうものがプライバシーの侵害行為になるとかという話ししませんでした。具体的な例とかの提示はどうでしょうか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 先ほど申し上げたのは、別条項のところでの基本的な計画といいますか、政策の柱をつくるときの例示として、今回は総合的なものとさせていただきたいということで表現をさせていただいた。この部分についての私の先ほどの答弁ではござい

ません。なお、今回は、人権課題とより明確化していくことに私どもは力点を置いてございます。前文でも記載をしておりますが、第1条でも記載しておりますとおり、ここに力点を置きたいというふうに考えてございます、限定列挙については以上です。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 今後、条例で制定した後に、具体例、どういったものがプライバシー侵害になるとか、特に中学生とか子どもになると、インターネットの使い方が分からぬとかって結構ありますんで、そこら辺もまた、条例を制定後にいろんな住民の方々に知っていたくような活動、広報にも取り組んでいただきますよう要望いたします。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 前回の委員会で御報告いただきまして、いろいろとそのときも委員の皆さんから御意見あったと思うんですけど、この条例案の前文でも触れていただいてますけど、各法律を包含された状態で、あと、基本方針・推進プラン、この中で、先ほどまでいろいろな委員さんから御質問ございましたけど、個別的なところを計画にも落とし込んだ上で、当初、この条例ができたときからもう20年たってますんで、社会情勢も変わってきてますので、もろもろ包含されたような条例になってるんじゃないかなと思います。いろいろと対応されるの大変だったと思いますけど、関係法令ですとか、もう既に基本方針・推進プランもできた後で、じゃあどういうふうにするのかというところの精査は大変だったと思いますけど、条例としては、理念条例としては、かなりしっかり精査してつくっていただいたと思います。

その上で、2点伺いたいんですけど、前回も出していただいてたんですけど、条例名、これはまだ仮となっておりますが、前回から特に変更はありませんでしたので、米子市人権尊重の社会づくり条例ということで、今後協議していかれるということで、各団体さんの意見照会を行われて、この条例名も含めて審査されていく予定でしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 8月の委員会の後、また各団体等との意見交換を行いました際に、条例名についてもお話をいただきましたけれども、やはり市民の皆様に分かりやすく、かつ、あまり長くない、というようなこともありますて、こちらの人権尊重の社会づくり条例ということで、一応、方向ということで決めさせていただきました。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 承知しました。いいんじゃないかなと思います。

条例名、あまり長くないようというお話だったんですけど、前文見ると、これが結構なボリュームになってまして。ただ、内容的にはかなり大事なことが記載してあるので、ここから削りましょうってなると、かなり難しいかなというようなところもあるとは思います。ほかの条例のところでもそうなんですが、前文を読んだ上で市民の皆さんのが理解していただくというのが大前提でございますので、短ければいい、長ければいいということではないんですけど。分かりやすく努められたと思うんですが、全体を理解しようと思うとちょっと長いかなと思うんですけど、この辺り、前文のボリュームに関しては何か意見とか出ましたでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 おっしゃるとおり、ちょっとボリュームが多いですけれども、ここに様々な人権に関わる法律名の列記もさせていただいております。やはり各方面の様々な人権のことがあるということで、こちらにつきましては、関係団体との意見交換の中でも、特にどうこうということはございませんでした。条約が締結されるという言葉も、これは関係団体の方から、人権に関する諸条約ということも含め前文に入れてはどうか、という御意見をいただきまして、そちらを反映して、条約や国内の様々な人権に関する法律ということで、列記をさせていただいたところです。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 そのように意思決定されてるのであれば、特にはございません。

最初の話に戻るんですけど、この条例が全て包含されていて、本市における基本方針・推進プランに沿ったものになっていると思いますので、細かいところは、推進プランのほう、いろいろと時代に沿ってまた改定があるかと思いますので、そちらを注視させていただきたいと思いますので、引き続き御尽力をお願いします。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市まちづくりビジョンの令和6年度の取組状況等について、当局から説明を求めます。

中本総合政策課長。

○中本総合政策課長 米子市まちづくりビジョンの令和6年度の取組状況等について御説明いたします。

資料は、資料1から資料7を疎明資料といたしまして、要旨という資料で、4ページ物の資料で御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1番、米子市の人口動態等でございます。こちらは、全国的な傾向ではございますが、本市に関しましては、総人口とか、近隣の市町村の中では、さらに緩やかな状態ではあるんですけども、全国的な傾向として、未婚、晩婚化等の影響により、本市の総人口、出生者数等、年々減少しているところでございます。転入、転出の社会増減につきましては、近年、社会減が続いているおりまして、第1次ビジョンの計画期間の5年間で156人の転出超過となったところでございます。県外、県内との転出入数は、県外の転出超過数が県内の転入超過数を上回っております。こちらが令和3年度ぐらいからの傾向でございまして、本市としましては、それまではダム機能的な状態を果たしていたのかなというところは感じますけれども、転入超過数が上回ってきたというのが一つの傾向であります。人口減少が進展する状況下で、今まで以上に、国、県と連携し、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推進していくことが求められていることから、国が示します地方創生2.0の動きと連動しながら、子育て、教育、雇用等、様々な施策を力強く推進してまいりたいと思います。

続きまして、2番でございますが、令和6年度の取組状況及び第1次米子市まちづくりビジョンの振り返りについてでございます。まず、令和6年度の取組状況ですが、こちらの構成ですけれども、そもそも構成としまして、まちづくりビジョンの7つの柱にひも

づく中の 50 の基本方向、施策ですね、こちらを定めておりまして、それぞれごとに、毎年度、各課、各部のほうが評価をさせていただきまして、それを基に、副市長を筆頭とする幹事会、市長を筆頭とする本部会議を経て、さらにそれを地方創生有識者会議を経由しまして、本日、実績として皆様方に御説明させていただくこととなっております。具体的には、特に進捗が図られたものということで、A 評価が 22 % に当たる 11 項目、予定どおりに進捗が図られたということで、B 評価が 78 % の 39 項目でございます。A 評価の主なもの、B 評価の主なものとして、参考として記載させていただいておりますので、御説明は割愛させていただきたいと思います。

次に、2 ページを御覧いただけますでしょうか。数値目標についてでございます。数値目標を掲げた 60 項目のうち、45 % に当たる、保育所等入所待機児童数、誘致企業数などを代表に 27 件が達成されているところでございます。一方で、55 % に当たる 33 件が未達というところで、達成率はおよそ半数程度にとどまったというところでございますが、77 % 46 件の項目が年度当初、策定年度から 5 年間で数値の増加傾向が見られたというところでございます。

次に、(3) 考察と今後の方向についてでございます。全体的に取組の進捗は図られているものの、近年、様々な分野での人手不足、少子化対策、物価高騰、都市部との賃金格差の拡大、教育、子育ての充実など、新たな課題が顕在化しております。このような新たな課題に対して、第 1 次米子市まちづくりビジョンの取組を基に今年度から策定しております第 2 次まちづくりビジョンにおいて整理しております。今後一層の進捗が求められる取組を強力に推進する必要があり、引き続き地方創生の取組を一層推し進め、市民が日々の暮らしの中で喜びや充実感を実感できるようなまちづくりを目指してまいりたいと思います。

次に、3 番、第 2 次米子市まちづくりビジョン、今後の改定方針についてでございます。御存じのように、国より本年 6 月に地方創生 2.0 基本構想が示されたところでございます。同構想をベースに、本年中の国総合戦略の改定が行われる予定となっております。また、新たな国総合戦略を勘案した地方版総合戦略の検証、見直しが求められているところでございます。本市の総合戦略、第 2 次米子市まちづくりビジョンは、地方創生 2.0 基本構想の前提となった地方創生 2.0 の基本的な考え方、昨年 12 月に発表されたこの考え方を踏まえ策定したものでございます。そのため、第 2 次米子市まちづくりビジョンの抜本的な改定を行う予定は現時点ではございませんが、地方創生 2.0 基本構想では、施策強化に向けた新たな視点も示されることから、今後、国総合戦略に位置づけられる具体的施策の内容に応じ、本市ビジョンの一部見直しは必要になるものと見込んでいるところでございます。本市として、今、現段階で議論を開始しているところがございますが、そちらは、見直しのポイントとして本日資料にお示ししております。3 つございますが、人口減少を正面から受け止めた上での施策展開、若者や女性に選ばれる地域づくりに向けたアプローチ、関係人口、二地域居住活用、国機能への拠点化へのアプローチ、この 3 点を現時点で本市としては想定しているところでございまして、今後、これらのポイントを中心に議論、検討を進めてまいりたいと思います。

最後に、4 番、米子市地方創生有識者会議における委員からの御意見についてでございますが、先ほど検証の仕方のところで御説明をさせていただきましたけれども、府内で検

証した結果、こちらの会議にお諮りしたところでございますが、それぞれの意見を主なものとしてまとめさせていただきましたので、こちらのほうに掲載させていただいております。全部はお読みはいたしませんけれども、この中でも代表的なものということで、まず、1つ目、地元企業の人手不足は深刻であり、中小企業の生産性向上支援の施策を検討されたい旨の意見がございました。続きまして、鳥取大学医学部附属病院の再整備が米子市にとって極めて重要であり、新病院建設は単なる建物の建て替えではなく、医療充実都市・米子のまちづくりを前進させるソフト事業としても捉えるべきだという意見もございました。あと、米子市の子育て環境は、データ的にも充実している。婚活イベントのカップリング率自体は高いもので、その後の成婚、出産まで、どうつなげていくか、追跡できるとより効果的な施策につながるのではないか。また、若者が地元で働くには、働く場所の情報が重要。若者本人への直接的なアプローチに加え、若者の親世代にも企業の魅力や就職イベントの情報を届けるアプローチが効果的ではないかというような御意見もいただきました。このような有識者の意見も踏まえまして、今後、市民の方の意見も踏まえながら、この計画の適正な進捗管理を図り、計画の具現化に努めてまいりたいと思います。

説明については以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

徳田委員。

○徳田委員 説明ありがとうございました。

資料の3ページ目のところで、意見、要望ということでちょっとと言わせていただきたいと思います。4の米子市地方創生有識者会議における委員からの意見ということで、本当にこのとおりだなど。将来の人口確保、人材確保のために、子ども時代からの教育が必要だと。小学校の総合学習などで云々ということがございまして、本当に郷土愛を育み、将来、米子に住み続けたいと思える心を育てる必要があるということで、本市に限らず、18歳まで米子市において、県外の大学なり専門学校に行って、その流出した若者人口が帰ることが一番手っ取り早いといいますか、一番確実なことだと私は個人的に理解しておりますので、こういった政策はやはりどんどん進めさせていただきたいと、それをまず意見、要望として1点上げさせていただきます。

関係人口ということでございますが、この関係人口を増やすために、今想定していらっしゃるような具体的なアプローチ。私が一つ提案したいと思いますのは、やはり若年人口ですよね。そういうものに対しての具体的なアプローチというようなことは、現在されていらっしゃるんでしょうか。また、企画の段階ということであれば、それをお伺いしたいと思います。

○塚田委員長 中本総合政策課長。

○中本総合政策課長 関係人口についてのお尋ねだと思いますが、まず、施策として、我々も本当に今非常に苦心しているところではあるんですけども、例えばですけども、地域おこし協力隊、こちらの方の活用の仕方、こういったものも関係人口の施策に打って出れないかなというところが、今段階で検討しているものとしては、一つございます。それと、委員おっしゃったとおり、若者が来てもらうだけじゃなくて、出ないという施策も必要だと思います。先ほどのふるさと教育、そういったところにも力を入れていきたいと思いま

すし、たまたま昨日なんですけども、私、仕事で、東京大学からフィールドワークというところで、大学生さん、そういう企画を米子市と大山町、一緒にさせてもらったんですけども、必ずと言っていいほど、米子に来られた方はもう一回来たいと、物すごいいいところだと言ってもらえますんで、これ、昨日、すごく議論になりました、例えはこれをどう発信していくかというところが本当に大事だよなというところで、そういった形の視点を入れながら、関係人口、増えていくような形で、取り組めないかというところで邁進していきたいと思います。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 課長言わされた方向で間違ってないと私も思ってますので、ぜひとも進めてやっていただけたらなと思います。

あと、付け加えるとしますと、米子の強みということで、東京から2時間で行ける温泉地、大山、空港といった強力な資源があるということで、この強みをさらに厚みを増していくということがやっぱり重要じゃないかなと思いますので、ただ、あるだけでは多分駄目だと思いますので、その辺の具体的な、ブラッシュアップ、磨き上げのほうを一層高めてやっていただけたらなと思います。これ、要望させていただきます。以上です。

○塚田委員長 ほか、ございませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 第1次のまちづくりビジョンの取組の総まとめみたいな感じですんで、もう第2次、走り出しますので、特段どうだこうだということはないんですけど、集計していただきましてありがとうございました。

昨年度までもいろいろなところで御指摘があったんですけど、先ほど御説明されてたとおり、数値目標のところが半分以上が未達だったというのは、これ、コロナの影響もあったとは思うんですけど、なかなかそういったところの課題が難しかったという、それを踏まえて、第2次のほうもつくっていただいて、新しい動きもされてるということで、その辺りも走り出しておりますので、現時点でどうこうということは特にございません。

先ほど徳田委員さんからもありましたけど、冒頭説明していただいた資料の3ページ目の有識者会議のところの意見につきましても、これも第2次改定のところではほぼほぼ包括されてるんではないかなというところと、あとは、徳田委員さんからもお話はあったんですけど、発信の仕方にはまだ少し工夫が必要なんではないかなというところを思いましたので、改定して、こういったところは網羅されているんだけど、有識者会議の出席される方は、まだそこまでしっかりと理解が追いついてないというところがあるので、この辺の発信の仕方はまだ工夫があるのかなと思いました。意見です。

最後、もう1点なんですけど、資料5のところで、まちづくりビジョン2-7の多文化共生社会の実現のところで、境港における台湾との貿易額のところがあつて、これが未達になってるんですけど、当初計画策定したときよりかなり円安に振れておりますので、ちょっとここが未達というのは、少し寂しいかなと思いましたので、この辺のところは経済部さんとやり取りをしながら、額はそうかもしれないけど、令和7年度で恐らくいけるだろうという額ではあるとは思うんですけど、円安のところとか、その辺のところも加味した上で、どれぐらいアプローチができているのか、何社ぐらいなのか、実際の数字の額ではないところの量のところはどうなのかというところは、検証していただけたらなと思い

ますんで、お願いいいたします。以上です。意見です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

森田委員。

○森田委員 何点かあるんですけれども、まず1つ目が、総合評価のところではA評価及びB評価で100%というところの一方で、先ほど来あります数値目標については、半分も達成していない状況がありまして、こここのところをもう少し説明をいただけたらなというふうに思います。

○塚田委員長 中本総合政策課長。

○中本総合政策課長 第2次まちづくりビジョンの数値目標を立てるときにも御説明させてもらったところではあるんですけども、まず、そもそもこの第1次まちづくりビジョンの数値目標の立て方というところも、全部の基本方向に全て数値目標をほとんど網羅させてもらって、個別に50という数をつくったんですけども、そもそも数値目標の設定がどうだったかという検証をちょっとしっかり深掘りしながら、第2次まちづくりビジョンの新たな数値目標をつくったところなんんですけども、まず、その数値目標の立て方というところと、それはいっても、もう走ってしまっているわけですから、それが最終年になったときに、結果として未達が多かったというところで、個別で細かい分析というところは各課のほうでは当然詰めますけれども、傾向としては、目標値をちょっと頑張り過ぎたという部分もあったのかなという個人的な感想があります。あとは、説明もさせてもらったように、その中で、手前みそですけれども、傾向として、5年間で一応その数値目標になるべく近づけるというか、増加をしていった努力はしたという総合政策課としての検証をしているところでございます。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 この後、聞こうと思ったところも大分触れていたいたんであれなんですかねでも、少しでも達成してたら達成だし、少しでも届いてなかつたら未達というふうに出てきてしまうところもありますし、コロナの影響等々もあったりですか、そういう點もあったので。とはいっても、増加傾向という話、先ほども説明いただいてますので、それが目標が高かったのかもしれないし、ちょっと頑張り過ぎたという話もあったので、そういうこともあったのかなというふうに思うんですけども、そういった点も踏まえて、これからももう走り出しているにしても、向こう5年ある中で、結果としてこれが出てきた中で、それを踏まえて、じゃあ、次、どういうアクションしていくのかというか、結果に対してどういう振り返りをしたか、そこから何を学び得たかみたいなこととかあって、次につながっていくものだと思うので、その結果出た後の対応というか、どういう動きがあったのかというところをもう少し伺えたらと思います。

○塚田委員長 中本総合政策課長。

○中本総合政策課長 結果の反映についての御質問だと思いますが、これもビジョン策定のときに、先ほどとちょっと重複する部分があるんですけども、まずは、目標の設定の仕方からちょっともう一回見直そうというところをお話ししたとおり、今度のファクターとしては、ウェルビーイング、幸福度というものを第2次ビジョンには目標として掲げているというところでございますので、その幸福度を含めてですけども、それと同時に、森田委員、今言われたとおり、それぞれの事業の細かい進捗等ちゃんと管理しながら、幸福

度につながるようなものに検証していければというふうに考えているところでございます。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 森田委員の質問される御趣旨は、今回の結果をどう反映したかということだと思うんですけども、当然ながら、先ほど中本が説明したように、コロナ禍の影響とか、様々な要因もあって未達になっているもの多数ございます。ただ一方で、コロナが明けた令和5年から急回復している数字もかなりございまして、この辺りは一定の評価はしているところでございます。ただ、そうではない要素も当然ながらございますので、この点については、第2次まちづくりビジョンの中で、対策の強化というのは溶け込ませているというところであります。あと、こういった評価指標がそもそもよかつたのかどうかというと、検証もさせていただいたところでございまして、今回の第2次ビジョンのほうで、ウェルビーイングなども含めて、見直しをさせていただいたと、そういう流れでございます。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 分かりました。数値目標がよかつたかどうかというところも、立て方ももちろんあると思いますし、個人的にはデータというものが市の中にすごい集まってるはずだというふうに思っておりまして、それをもう少し適切に活用していくということが、せっかくDXの推進監さん等もおられますので、かなりいろいろな種類のデータも、量も種類もたくさんあると思いますので、データ活用というところでもしっかりとやった上で、そういった数値の目標を立てていかれるといよいのではないかなというふうに思いますので、これは意見として申し述べておきたいと思います。以上です。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 1点聞きたいんですが、資料2にあります地方創生の取組に係る数値目標の進捗状況についてというところで、令和6年度の実績欄があって、令和6年度423名というこのような数字上げてありますが、その中で、米子市の職員の採用によるもの212名、これは正職員、会計年度さんを含めた総数ということで理解したんですが、6年度の実績ですから、実績値として捉えますが、早期離職とか退職とか、離職されて県外に出られたりする中で、この数字が今はどう動いてるかなという、捉えの時点がありますけれども、若干数字の含みを感じたところですが、どうでしょうか。

○中本総合政策課長 委員長、反問。

○塚田委員長 はい。反問、どうぞ。

○中本総合政策課長 今の御質問は、趣旨として、今、現時点の数値が幾らかという質問ですか。

○安達委員 はい。

○塚田委員長 中本総合政策課長。

○中本総合政策課長 今現時点の数値は、すみません、持ち合わせてない状態ですので、後ほど、皆さんの方に御提示したいと思います。

○安達委員 よろしくお願ひします。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 それと、先日の有識者会議、傍聴しておったんですが、先ほどまとめとして課長が報告されました1点目の最初の項目ですね、地元企業の人手不足は深刻であります、

中小企業の生産性向上の支援の施策を検討されたい。それが聞いとつて非常に気になったというんでしようか、地域の課題の一つに上げていかんといけんじやないかなと思いました。市役所にはいろんな窓口があって、商工課とか、経済戦略課とかあるでしょうけれども、施策として具体的に反映すべきところの意見だったなと思っておりますので、ぜひ取組を強めていただければという思いでおります。

それと、もう一つは、自分の記憶の中で残っておったのが、働き方改革の中で、今現在、市内におられる、職場に働いておられる方の、いわゆる働き方改革、いかに働き手のための改革をやっていくべきかという、これも意見だったと思うんですが。議会と違いますから、質問、答弁ということではありませんけれども、そういう意見を発せられた分野の人におられたのが、非常に記憶に残っておりますので、働き手をいかにここで残して、いかに健全な働く状態が保たれて、この場、この地域に残られて、業績を上げていかれるか、その辺が非常に気になった意見の一つだったということをお伝えしとります。

もう一つは、先日、県立高校の同窓会に出かけたんですが、280名ぐらい卒業するようですが、浪人する人もいるし、県外に出られて、大学に入学される方がおられる。そういうのを見てると、県外に行かれる人を4年後、6年後、いかに取り込んでいくか。職業の確保というんでしようか、そういうことがこれから非常に大事、必要かなと思いました。数年前に高専の生徒さんと意見交換する場で、職場がないので中京圏に行きますけれども、何とか帰れる、関連する企業、そういうところを紹介してもらえれば、私は中京圏に行くことはないですよ、とすごく熱弁振るわれたのを覚えてるんですね。働く場がないということですね。そういうところにどのようにこういったまちづくりの会議で反映されようとしているのか、そこをまとめとして何かあれば、教えてもらいたいですが。

**○塚田委員長** 中本総合政策課長。

**○中本総合政策課長** 若者が流出しないという点も踏まえてというところだと思いますけれども、まさに今日御説明した今後の改定のポイントのところにもあろうかと思いますけども、施策として今後試みてみようかなと思っているのは、今の意見と一緒になるんですけども、若者や女性のそういった会議を今年度中にも立ち上げて、どういったところが課題なのかというのをもうちょっと深掘りさせてもらって、それに合うような施策というのはどういうものなのかというところを、まず一歩として試みてみたいかなというふうに考えているところでございます。そういういろいろな材料を集めて、今後の施策、どういうふうに打っていくかというところを検討してまいりたいというふうに考えております。

**○塚田委員長** 安達委員。

**○安達委員** 最後にしたいと思いますが、先ほど森田委員も言われたんですが、いろいろな数字、データをたくさん分析されるところが必要かなと思って。この間の会議なんかでも、データ分析を使ってもいいところがあるんじゃないかな、市はたくさんのデータ、各課が持っておられますので、それを有効に情報提供していただいて、ああいった委員さんにそれを聞いてもらって、意見反映をしてもらえばいいかなと思ったことが、随分ありましたんで、今後のことも含めて、要望に代えますけども、一つの意見として考えていただければと思います。以上です。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

戸田委員。

○戸田委員 今話がありました資料2の1ページ目、5年間の総括、今後の方針性についてのところでございますが、人手不足の問題への対応を含め、取組、一層推進していく。加えて、企業誘致活動において重要な産業用地の整備等々あるんですが、先般も9月議会で稻田議員でしたか、産業用地の問題が上がってたんですが、確かに流通業において、その重要性、ニーズというのを私たちも仄聞いたします。そういうふうな観点からいえば、今のオーダーメード方式を採用されるかどうか分かりませんけれども、企業誘致に当たっては、産業用地の確保が必要であろうというふうに私は思いますが、この進展状況について伺ってみたいと思います。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 産業用地についての検討状況については、かねてから議会のほうでも御質問いただいております。委員と思ひは同じだというふうに思っておりますが、一方で、産業ニーズをしっかりと把握した上でこれをやる必要があるということでございます。

具体的には、以前からも議場でお話ししているとおりなんでコンパクトにいたしますが、米子インター周辺、非常に流通業中心に御要望があるというふうに聞いておりますが、今やはりちょっと社会経済全体が非常に動きが激しいというようなこともあって、様々な投資はいつより少し様子見というような感じもあるのかなという感じもしております。ただ、いずれにしても、産業用地の用意、これは必要だと。かねてからお話ししているとおり、具体的なニーズが先なのか、それとも、用地の準備が先なのかという話があって、そこのバランスの問題もあるんですけども、我々としては、できるだけそういったニーズに即応できる体制で準備したいということで、従来の比較的時間がかかる公共が用意するパターンと併せて、民間で用意していただくようなパターンも実は今模索をしております。そして、具体的な場所もある程度絞りながら、検討を重ねてるというのが今の状況であります。ただ、いろいろ一長一短もあって、なかなかここで、そして、大きなということになりませんし、それから、今、一番最後にあった米子インターの南ですけども、これは農産法という、今は名前が変わって、旧農産法かもしれません、これは具体的な案件が決まらないと使えないという手法でありまして、農地等をもし仮に使うとなると、農業との調整というのがあって、それが法律の上では具体的な案件が決まらないと動けないと。この辺をバランスを取りながら、いろんな準備を重ねてるというのが今の実情であります。以上であります。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 よく分かりましたが、そこで、私がちょっと疑問に思いますのは「候補地において生じている排水等の諸課題を踏まえつつ」これ、ずっと引きずっとるんです。こういうリスクがあるのは理解しますけれども、やはりこういうことをいつでも対応できるように、オーダーメード方式に対しても対応できるような環境づくりはしておく必要があるというふうに私は思います。そういうふうな観点でいけば、やっぱりもっと前向きな検討なり、そういう方策を講じて、この諸課題についてはクリアすべく、方法論を見いだしてほしい、これは考えておいてほしいと思います。

それと、もう一つは、民間の方々が相当なもの、工業用地ですか、それを整備されて、大変地元も歓迎しておるわけですが、やはりそういうふうな中で、今、副市長がおっしゃったように、民需のニーズも確保すべく必要があるだろうというふうに私も理解しますけ

ど、やはり民需の力も、影響といいますか、それを吸い上げながら、この施策を私は進めていく必要があるというふうに思いますので、これは要望しておきたいと思います。以上で終わります。

○塚田委員長 ほかに。

大下委員。

○大下委員 この資料2の1ページ、5年間の総括と今後の方向性なんんですけど、創業が令和2年から令和6年にかけて510件って入ってるんですけど、この中で、もうない、やめた企業とかというのはあるんですか。

○塚田委員長 中本総合政策課長。

○中本総合政策課長 廃業された件数だと思うんですけども、ちょっとそこの集計が今手元にないです、すみません。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 というのが、大体5年間で企業が残れるのが80%というふうに言われてます。なおかつ、その中でも、今人材不足でどこもそうなんんですけど、新規事業を立ち上げるのもいいんですけど、実を言うと事業継承ができないという。そこでどんどんどんどん、商工会とかでも潰れてなくなっていく企業が多いんですけど。企業とか、個人経営の。それで、事業継承した場合になると、生存できる確率が95%まで上がるというような調査も出てますんで、今後、企業誘致とか、創業とかもそうなんですけど、やっぱり今ある個人経営の業者さんとか企業とかの経営継続、事業継承の支援もちょっと今後検討していただきますよう要望いたします。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 資料2で一つ質問があります。4ページの最後の部分で、参考と載ってることです。人口推計推移、区分の県西部計（米子市除く）、この人数に関して、ちょっと疑問に思ったがあるので、説明してください。

令和2年が6万1,008人で、令和3年が8万1,000人、2万人増えてますよね。最終的に、令和6年が7万7,000人。だから、例えば令和2年と令和6年だけ比べても、米子市除く県西部の人口、増えてることになるんですが、この辺、何が要因なんでしょうかというのが質問です。

○塚田委員長 中本総合政策課長。

○中本総合政策課長 御指摘のとおり、これ、増加というのはちょっとあり得ないので、資料として間違います。すみません、速やかに訂正して、委員の皆様にはお配りさせていただきたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

○土光委員 じゃあ、訂正でお願いします。

○塚田委員長 よろしいですか。

○土光委員 はい。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、箕蚊屋地区における路線バスの再編について、当局から説明を求めます。

倉本交通政策課長。

○**倉本交通政策課長** 資料を御覧ください。すみません、ちょっと説明に入ります前に、1点訂正ございます。今、案件名のほうが箕蚊屋地区における路線バスの再編についてということで御案内いただきましたけども、配付しております資料のほうのタイトルが案件名でございますので、申し訳ありませんでした。訂正させてください。正しくは、箕蚊屋地区における巡回バス実証運行の開始についてでございますので、報告いたします。

本市では、地域公共交通計画に基づきまして、公共交通を生かした持続可能なまちを目指して、郊外のエリアにおきましては、コミュニティーバスの充実を今図っているところでございます。6月定例会でお認めいただきました予算を活用いたしまして、10月より箕蚊屋地区においてコミュニティーバスの実証運行を開始いたしますので、本日御報告いたします。

1番、実証運行の概要でございます。まず、目的でございますが、商業施設や病院等を目的地とするバスを運行することで、地域内の生活交通の利便性を図るものでございます。

2番目です、運行の概要でございます。まず、運行の期間ですけども、10月20日開始で調整をさせていただいておりまして、年度末の3月31日までを運行期間としております。運行日ですが、平日及び土曜日の運行としておりまして、日曜、祝日と1月の1日、2日は運休の予定でございます。

運行経路とバス停につきましては、資料1ということで、横判の図面を併せてお示ししておりますので、こちらも見ていただきたいと思いますが、1周約60分ぐらいで運行いたします。1台のバスによる左右両回りで、地区内の商業施設、病院等を巡回いたします。この運行経路につきましては、各地域のほうに出向きまして、地域の方々の御意見もいただきながらルート設定をいたしております。図面のほうを見ていただきたいと思うんですが、特徴のあるところとしまして、右下のほう、河岡を出まして、福万の辺りですけども、こちらにつきましては、県地区の地域の皆様から、ルートを団地のほうに入るピンクのほう、こちらも設定していただきたいと、地域として提案したいということでしたので、曜日ごとにルートを分けるという設定としたのが特徴の一つでございます。

時刻表につきましては、時刻表案ということで、左側のほうにお示ししております。これにつきましては、現在、決定しました運行事業者と最終調整に入っておりますので、最初はちょっと調整があるかもしれませんけども、おおむねこういう感じの時間設定を予定しております。

続きまして、運賃です。運賃につきましては、他の米子市のコミュニティーバスと合わせておりますので、大人が150円、小学生が100円、障がい者等が50円で、未就学児は無料ということにしております。運賃につきましては、現金のほか、回数券、あと、グランド70の定期券と、わいわいバスも利用が可能となっております。

運行する事業者でございますけども、先日、プロポーザルにより事業者を選定いたしまして、皆生タクシー様にお願いすることとなっており、今協議をしているところでございます。車両につきましては、ワンボックスカーのタイプです。定員8名程度でございます。車椅子が乗れる福祉車両で運行を予定しております。

なお、このバスの愛称、弓ヶ浜の地区だとよねぎーバスという愛称をつけておりますが、これにつきまして、運行開始までに決定する予定ですが、地域にちなんだ名称で呼びやす

くて、親しみやすいネーミングができればということで、現在調整しているところでございます。

今後の予定でございますが、運行開始、20日予定で調整してると先ほど申しましたけど、運行開始前に、関係者の方を招きまして、プレ運行というのを実施予定としておりますので、また御案内したいと思っております。今後は、実証運行を進めまして、乗られた方にアンケートを取りましたり、地域の方にヒアリングを行いながら、検証を行いながら、ルートにつきましては見直しながら、行く行くは適切なタイミングで本格運行に移行したいというふうに考えております。報告は以上です。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

奥岩委員。

○奥岩委員 何点か伺いたいと思います。

先ほどちらっと御説明はされてたんですけど、コミュニティーバスなので、そこまで大々的な広報は要らないかなと思うんですけど、主に使用される方々、これでいくと箕蚊屋地区になるんですけど、対しては今後どのように周知、広報を図っていかれますでしょうか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 この巡回バスにつきましては、弓浜の地区もそうでしたが、地域に御協力いただきまして、班回覧で全戸回覧をさせてもらおうと思います。加えまして、広報、ホームページ、あとは、公民館にリーフレットを置かせてもらったり、いろいろな方の目につくようなやり方をしたいというふうに考えております。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 よねぎーバスのときと同様、ぜひそういったこともしていただきたいんですけど、ルートを見させていただきますと、地域の病院さんとか通るところもございますので、そういうところを利用する方が多いのかなというふうに考えるのと、そういう御要望もあっての今回の実証事業かなと思いますので、病院さんですとか、スポット、スポット、バス停の近くで何か商店さんがあるところ、スーパー入ってたりとかしますので、そういうところとも御協力いただいて、周知図っていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 ありがとうございます。すみません、私もちよつと説明が漏れてしましましたが、弓ヶ浜の地区でも商業施設さんですとか、病院のほうにも置かせてもらっておりままでの、目的地となるところには、御協力いただけるところにはリーフレットや時刻表を配付したいというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 よろしくお願ひいたします。

では、最後なんですけど、今回実証事業ということで、来月から年度末までということなんんですけど、これが料金のところがありまして、定期持ってる方ですとか、わいわいバス持ってる方がちょっと変わるということだったんですが、特にこれ、わいわいバスの場合はどういった利用の仕方になるんでしょうか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 わいわいバスというのが、スマートフォンのアプリを活用した電子チケットのサービスとなります。米子市内の1日の乗り放題のチケットですとか、鳥取県西部のバスの乗り放題チケットになりますので、そのアプリで購入した画面を運転手に提示することで、無料で乗り放題のサービスが受けれるというものになります。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 御丁寧にありがとうございます。

とすると、恐らく想定されてる利用者さんというところが、近くのスーパーに買物に行かれる方、病院に通われる方、ちょっと運転に不安があるというので、高齢者さんのほうになるかと思うんですけど、そうなってくると、運賃の支払い方法が主立ったところでいくと、定期と回数券、そして、都度都度の現金での支払い、そこからさらにわいわいバスというところで、ありがたいのはありがたいんですけど、いろいろと支払い方法で混乱が生じるかなというところがありますので、その辺も含めて周知していただければと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○塚田委員長 ほかに。

徳田委員。

○徳田委員 全体を通して2点ほど質問させていただきたいんですが、まず、1周が1時間程度ということと、1台で対応で左右両回り、ということでございますけども、イメージとしましては、現行のよねぎーバスが改善前に比べますと、結局、自分が乗った場所に帰ろうと思うと1時間後という格好になるんですけど、今回はそういった事象は発生しないんでしょうか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 今回は、厳密に言うと、ちょっと交互ではないんですけど、右回り、左回りという設定をさせてもらっています。これが、ルートを見ていただくと分かるんですが、個人の病院とか、各箇所に結構点在しておりますし、地域を回らせてもらったときに、短い距離での移動が結構あったものですから、片回りでぐるっと回ると都合が悪いなということで、今回こういう設定をさせてもらっております。ですので、行きと帰り、どちらかがかなり時間がかかるという場合は少なくはなると思いますけど、それは乗るタイミングによってになると思います。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 車両は、よねぎーバスはジャンボタクシーということで、最大20人、10人乗りでしたっけ、あれ。何人乗りだったですか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 よねぎーバスもジャンボタクシーのサイズですので、現行の車両は同じタイプです。今後、本格運行で購入する車両については、よねぎーバスについては、ポンチョを予定してますので、約30人乗れるということですので、今回、箕蚊屋でするバスはよねぎーバスの現行の車両とほぼ同じサイズです。ジャンボタクシーのサイズになります。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 定員8人程度ということで、福祉車両対応だということなんですけども、二

ニーズが今後増えた場合、その辺、これだと何か対応がどうかなというのがあるんですけども、その辺の柔軟な対応というのは考えていらっしゃるんでしょうか。例えば車両をもうちょっとでかいタイプに拡大するとか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 車両のサイズにつきましてですけども、これはまた利用実態を見ながらの判断になろうかと思います。8人より多く乗られる場合がかなり多い場合というのは、また議会のほうにも御相談させてもらって、今のサイズでいけない場合は、そういう対応をさせてもらいますけども、基本的に、よねぎーバスでも対応させてもらっておりますけども、1人とか2人乗れないという状況でしたら、後続に予備車両を用意しておりますので、そういった、今と同じような対応でさせてもらおうと考えております。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 先行でよねぎーバスも非常に利用が好評だということでございますんで、それを、実証実験を踏まえた上で、地域は替わるわけでございますけども、やはりニーズはそれなりに僕は増えてこようかと思いますので、ニーズに沿った格好で、またアンケート調査、沿線住民の意見聴取を実施した上で再検証するということでございますので、その辺は遺漏なきようによろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

大下委員。

○大下委員 淀江のどんぐりコロコロの場合とかでも、最終目的地がイオンになってしまふと、結構距離があつて、使われない方も出てきますんで、例えば日下とか、尾高とかのほうになると、かえって淀江のビッグとかのほうが近いという方も出てこられると思いまして、そこら辺のルート設定とともにまた考えてみていただきたいと思いますんで、意見として述べます。以上です。

○塚田委員長 ほかに。

安達委員。

○安達委員 弓浜のバスと比較対照するんですが、弓浜は平たん地ばかり、坂道がないですね。この地図を広げながら、勾配も結構あるところもあるのかなと思って。といいますのは、停車地域、バス停のところ、高齢者にとって歩きやすい、バスに乗りやすいところが設定してあるのかが気になって、1点お聞きしたいと思います。どうでしょうか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 バス停の設置につきましては、担当が実際に現場を歩いて、また、地域の方にも御意見を聞きながらバス停の設定はしております。バス停設置するところは、平たんなところで、安全な場所じゃないといけませんので、その視点で設定をしておりますので、高齢者の方でも使っていただける場所だというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 それともう1点は、弓浜で、スーパーの玄関の真ん前にバス停ができて、非常に便利がいいというのも利用者から聞かされて、なるほどなと思いました。私も試運転のときに乗せてもらいましたんで、非常に便利がいい、降りたらすぐそこが自動ドアが開くというようなところでしたんで、そういうところがこの地図上にはどうかなと思って見ました。ただ、弓浜もそうですが、医療機関等、総合病院とかを必ずバス停にしておられ

て、利用しやすい移動の便を図ったバスの運行かなと思いましたんで。また、例えばスーパーだったら、駐車場、広いところはマイカーが行き来しますので、そこら辺、利用者にとって安全を確保していただければなと思います。

それともう1点は、弓浜には小学校、中学校の校舎の近くにバス停を予定されるとところがありますが、ここを見る限りは、学校等の公共施設がないのかなと思ったんですが、その辺は、ルート上にはなかったんですか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 ルートを御覧いただけますと分かりますが、小学校、中学校の目の前のバス停というのは、御用意できていない状況です。地域のほうも回らせてもらって御意見を伺いながら設定をしております。また、今後そのような御要望があつて、設置可能なところがございましたら、それはそのとき検討していきたいというふうに考えます。以上です。

○安達委員 以上です。よろしくお願ひします。

○塚田委員長 ほか、ございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市淀江温浴施設（淀江ゆめ温泉）におけるレジオネラ菌の再検出について、当局から説明を求めます。

堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 米子市淀江温浴施設（淀江ゆめ温泉）におけるレジオネラ菌の再検出について報告させていただきます。

まず、1番の概要についてです。令和7年7月21日に医療機関から米子保健所にレジオネラ症発症届がありまして、淀江ゆめ温泉の利用者であったことが確認されました。淀江ゆめ温泉におきましては、今年度、3例目となる事例でございました。このため、県による行政検査が行われ、7月30日にレジオネラ菌の検出が判明したものでございます。

2番の経緯についてです。7月22日、県による行政検査、1回目の行政検査が行われました。翌23日、迅速法により陽性反応が確認され、このため、入浴事業を即日休止しております。7月25日に2回目となる行政検査が行われ、これは同日中のうちに陽性反応が確認されました。そして、7月30日に1回目の行政検査について、培養法によるレジオネラ菌の検出が確認されました。このため、翌日、報道機関と市議会議員の皆様のほうに情報提供を行っております。8月1日には、2回目の行政検査について、検査対象全てにおいてレジオネラ菌が未検出だったということが確認されました。そして5日、報道機関と市議会議員の皆様のほうに情報提供を行っております。

3番の対応状況についてでございます。まず、指定管理者の対応ですが、1点目、こちらの温泉は今まで無消毒の温泉水を利用しておりましたが、今後は常時、温泉水と地下水を消毒する方針に変更いたしました。2点目、専門業者による全ての配管とタンク内の洗浄を行っております。3点目、県の助言を受けながら管理マニュアルの見直しも行っております。次に、市の対応状況についてですが、消毒用の薬注器、こちらの更新と追加を行っております。

4番、健康被害の状況についてでございます。体調不良に関するお問合せは、9月10日時点で1件となっております。この1件が今回、レジオネラ症を発症された方でございます。ただし、この方と施設との因果関係は不明となっております。

最後、その他でございます。現在、浴槽内の消毒薬の濃度管理及び効果のほうを検証しております、今後、3回目の行政検査を受け、レジオネラ菌が検出されないことを確認した上で、入浴事業の再開を予定しております。

報告は以上です。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

奥岩委員。

○奥岩委員 3回目の事例ということで、都度都度、県、保健所さんのほうの指導をいただいて、事業者さんの方も対応されてると思うんですけど、単純に考えると、県の指導があつて、その対応をして、全く一緒じゃないとは思うんですけど、同じことが、似たようなことが起きるというのは、あんまり考えられないんですけど。今回、新たにいろいろと対応されるということなんんですけど、県のほうの指導はどんな感じで来ていたか、事業所さんからは聞いておられますでしょうか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 実は1回目と2回目で、原因と想定されるものが異なっております。

1回目、5月に検出されたときは、水風呂のほうでは検出されなかつたので、温泉水、温かいお湯を共通で回しているそこの配管部分が菌の温床部分ではなかつたかと推定しております。このため、1回目のときは、こちらの共通配管をもう使わぬことですか、こちらのほうの配管の洗浄の徹底という指導がありました。

2回目、7月の検出につきましては、今度は、地下水になりますが、お水を使っている部分からも出てきますので、2回目については、初めてこの地下水の配管の清掃、あと、今まで無消毒、全く消毒していない地下水を利用してましたので、こちらも消毒が必要じゃないかというような指導をいただきました。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 分かりました。いわゆる源泉かけ流しの温浴施設ということで、消毒されてない方が、そっちの方がいいって好む方もおられて、ああいう利用者さんも多いというふうに認識はしているんですけど、今回、それがちょっと別のほうに働いて、事例が発生してしまったということで、もうもう対応されるということだったんですけど。

本会議でも今までの委員会でもいろいろあるんで、特にあえて細かいところは聞いてはいかないんですけど、今回の報告で対応されるということと、再開については、保健所さんの検査次第ということで、その際にはまた、委員会報告ではないんですけど、連絡はありますよね。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 3回目の行政検査の結果につきましても、また報道機関、あと、市議会議員の皆様にも情報提供をさせていただきたいと思っております。以上です。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

土光委員。

○**土光委員** 報告の資料について質問します。

まず、一つ、21日に発生届があつて、この方はゆめ温泉以外に利用歴はあったんですか。

○**塙田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 淀江ゆめ温泉で7月6日に利用があつたということのみを県から伺っております。以上です。

○**塙田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、感染をしたと思われる期間の利用歴は、ゆめ温泉だけだったということははっきりしてることですね。

○**塙田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** ゆめ温泉の利用日までは確定で聞いておりますけども、ほかの施設を使っていたかというところまでは県のほうから報告はいただいておりません。以上です。

○**塙田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これ、県というか、保健所というか、ほかに利用歴があつたかどうかというの、大きなことだと思うんですが。当然、保健所はそういう聞き取りしますから、県は把握してるけど、米子市はそれ聞いてないんですか。

○**塙田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 恐らくだと思いますが、県のほうも個人情報のことがあろうかと思いますので、個人様の具体的な行動履歴までは聞いておりません。確実にゆめ温泉での利用があつたという情報のみをいただいております。以上です。

○**塙田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、市は、県に、保健所も含めて、この方はゆめ温泉以外に利用歴があつたかどうかということは聞いているんですか、聞いていないんですか。

○**塙田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 私たちのほうからどこの利用があつたかというのは確認はしておりません。

○**塙田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 要は聞いていないということですね。これ、重要なことだと思うので、ぜひ聞かないといけない。今、個人情報云々言ったけど、過去2回こういった事例があつて。利用歴あつたかないか、聞けばちゃんと教えてくれますので、聞かないと駄目だと思う。ほかに利用歴があつたかどうかというのは大きな分かれ目なので、ということを言っておきます。

それから、4番の健康被害の状況で、入院者1名というのは、発生届があつた同じ人でいいですか。

○**塙田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** おっしゃるとおりでございます。

○**塙田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 因果関係は不明とあります、これ、具体的にどういう事実をもつて不明と言つてるんですか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 こちらは、県のほうからDNA検査での一致が見られなかつたというふうに聞いております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、ゆめ温泉で検出されたレジオネラ菌のDNA、それから、入院した、発生した当事者から検出、採取したDNA、これが一致しなかつたということなんですか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 委員のおっしゃるとおりです。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 本当ですか。それぞれDNAを検出して、それが違つたという事実と、例えばDNAが検出できなくて、一致かどうか確認できなかつた。これは大きな違いなので、そこは正確に言ってください。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 失礼いたしました。この方のケースは、喀たんが取れなかつたというふうに聞いております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 過去2回の場合もそうなんですよね、特定できなかつた。これは、そもそも発生した人からDNA、喀たんが取れないということで、よくあると保健所から聞いてるんですが、取れないでの、一致かどうか確認ができない。そこまでですよね。だからこそ、この人、利用歴がゆめ温泉以外あつたかどうかいうのは大きな分かれ目で。もしゆめ温泉だけだとすると、もちろんDNAの一致不一致ということは、当然取れないから確認できないけど、利用歴がここだけというのは、ここが原因だという蓋然性が非常に高くなると思うんですよ。だからそういう意味で、利用歴を聞かないというのはちょっと問題だと思うし、

それからこの記述の仕方、不明という言い方は非常に誤解を招きます。一致しなかつたじゃなくて、書くとしたら、例えばDNAの一致は確認できなかつた、一致は確認できなかつた、特定できなかつた、そういうふうに書かないと、ここじゃない可能性も非常に大、みたいに取れてしまうので、こういう書き方は私は不適切だと思いますが、そう思いませんか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 委員の御指摘のとおりだと思いますので、今後ないことは想定しておりますけども、また資料の作り方につきましては、今後注意を図っていきたいと思っております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、2の表のところで、行政検査②、25日に採水して、迅速法で陽性反応が確認、最終的結果じゃないけど、陽性反応が出てきた。それから、8月1日のことなんですが、未検出。この関係なんですが、これは25日に採水したものに関して、迅速法では陽性の可能性だということが出たけど、最終的に検査すると、実はなかつたというふうに取ればいいですか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 8月1日の検査結果は、7月25日の2回目の採水されたものの結果です。2回目、25日同日に迅速法で陽性反応が出ておりますが、これは、死滅したレジオネラ菌の検出であったというふうに考えております。正式には培養法をもって、生きたレジオネラ菌がいるのかどうかということが確認されますので、8月1日の培養法によるものでは、そういう菌が検出されなかったということになります。以上です。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。25日に採水したもので、迅速法というのは、死んだレジオネラ菌があるかどうか、それはあったと。最終的に生きているのを培養して、それは出てこなかった。そういう意味ですね。分かりました。そういうことがあるんですよね。

それから、あと、対応状況で、指定管理者と市がそれぞれこういうことをしたとあります。まず、指定管理者、3つのことをしているのですが、具体的にしたことは、2番が一番メインだと思いますが、指定管理者が、多分専門業者に委託してということだと思いますが、洗浄した。まず、専門業者はどこだったか。それからこれ、委託してるので、協定上、委託するときは、市に事前に確認が要るはずですけど、それはしていたのか。それから、これは指定管理者が対応したということで、費用は指定管理者が全額負担しているということでしょうか。

○**塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 今回の報告資料に載せております専門業者による清掃ですけども、これは、7月のレジオネラ菌検出を受けまして、特別に行った配管の清掃になります。こちらのほうは、指定管理者が直接清掃の専門業者に委託を出されました。その費用も指定管理者が負担しております。以上です。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 一つ漏れがあります。協定上、委託するのにあらかじめ市の確認というか、要ることになってますが、それはちゃんとされていたということですか。

○**塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 通常、年間を通じての指定管理業務において再委託に出す場合は、協定書に基づいて、市への報告が必要になっております。ただ、今回の分は、臨時的に行われたものですので、文書ではなかったんですけども、実際に作業に入られる前に口頭で市のほうに報告はいただきました。以上です。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 協定書も別に文書でとは書いてないのですが、とにかく専門業者に委託する場合に、あらかじめ市の承認は受けているということなんですね。ちょっと確認です。

○**塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 受けております。以上です。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 費用は指定管理者が支払ったもの、これ、金額教えてください。

○**塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 正確な金額は把握しておりませんけども、約100万円程度だったというふうには聞いております。以上です。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これは指定管理者が負担したということですね。

それから、この委託に関してですが、各個質問かな、吉岡議員がこのことを取り上げたと思いますが、委託した業者は、こういう作業をするのにさらに委託をしている、再委託をしているということだったと思いますが、間違いないですか。

○**塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 本会議のやり取りの中でありました、この再々委託かどうかというところですけども、今回のこの特別に行いました清掃につきましては、再々委託であったかどうかまでは把握しておりませんでしたので、議会での答弁では把握していなかったというふうにお答えしたところです。ただ、先ほども説明させていただきましたが、この特別な清掃につきましては、再々委託ではなくて、直接指定管理者のほうが清掃業者のほうに委託に出したもので以上です。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 配管及びタンク内の洗浄、これ、専門業者に委託して、その委託された専門業者、その業者がさらに下請とか委託を出すことなく、その業者が全てこの作業をやったということでしょうか。

○**塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 清掃作業にも実はいろいろございまして、年1回、タンク内とかの高压洗浄という作業がございます。そちらにつきましては、配管をふだん点検してくださる業者から清掃業者のほうに再々委託が出ております。ただ、今回のこの特別な清掃につきましては、再々委託とかではなく、指定管理者が直接専門業者のほうに委託されてるので、再々委託というのとはちょっと違うというふうに捉えております。以上です。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、今聞いてるのは、レジオネラ症が発症して、これの対応のための配管及びタンク内の洗浄した。そのことについてお聞きします。指定管理者は業者に委託して、これをやってもらった。だから、この作業に関しては、委託がされた業者が全て、つまり一部も含めて、ある部分、再委託することなく、全てこの業者が作業をやっているということは間違いないと思っていいですか。

○**塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 委員のおっしゃるとおりです。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。

それから、あと、今後に関しますが、資料には直接書いていないのですが、これまでここは源泉かけ流し、これでは様々な問題があるということで、循環方式に替えるということを聞いているんですが。実際、再開を予定して、もう完全に循環式になった形で再開するのですか。

○**塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 完全な循環式といいますか、ほかの循環させている温浴施設よりは、浴槽水を流す回数が多いんですけども、ただ、循環式の形を取って、そこに消毒薬を入れる形を取って、再開。再開の前にまず検査を受けることになります。以上です。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** つまり完全な循環ではなくて、かけ流しの部分もあるけど、循環の部分もあるということ。

そうすると、排水の量のことを聞きますが、これまでずっと源泉かけ流し、それから、今回、全てじゃなくて一部は循環にするというふうにすると、排水の量が多分減るのではないかと思いますが、それが量的にどうなるかというのは把握してますか。

○**塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** そちらのことはちょっと業者からの聞き取りも行っておりませんので、把握はできておりません。以上です。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** この量のことはまた改めて、何らかの形で報告というか、知らせいただきたいのですが。

それから、これまでかけ流しなので、消毒薬は基本的に使ってなかった。今回は、消毒薬も使う。これ、最終的に排水で出てしまいますよね。だから、これまでのゆめ温泉の排水は、基本的に消毒薬はなかっただろう。今回方式変えたので、消毒薬も全部排水の形になってしまします。だから、排水の形で流される消毒薬の量のことも、それから、このゆめ温泉の排水はこれまでどこで処理していたんですか。

○**塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 淀江ゆめ温泉の排水ですけども、全てが直接排水路のほうに流されていましたわけではなくて、一度、合併浄化槽を通じて、そこで中和されてから排水されていたというふうには聞いております。以上です。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、その排水は最終的にどこで処理をされていたのですかということです。

○**塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 凈化槽の中で処理されていたというふうに認識しております。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、だから、その排水、どこに流して、例えば下水道に流していたのか、どっかに多分流してるはずなので、どういうふうになっていたのか。

○**塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

○**堀口淀江振興課長** 凈化槽の中で処理された水が排水路のほうに排出されていたということになります。以上です。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっとこれ、改めて別の場で聞きますので。何か聞いても、聞きたいことを答えていただけないので。

例えば皆生の温泉は下水道に流していますよね。ゆめ温泉は、そういう意味で、どういうふうに処理してた。これから消毒薬を使ってやっていくということで、一定の量の消毒薬が外部に出るわけですよ。今まで基本的には出てないものだった。そうすると、その処理を今までどおり、どこにどういうふうに流してたかは今ちょっと確認できないんですが、そのことはやっぱりちゃんと注視しないといけないと思うので。そういう趣旨で聞いていますが、これはこの場でちゃんと聞かないといけないということではないので、改めてそ

の辺は後で御説明ください。

○塚田委員長 よろしいですか。

○土光委員 ここまでします。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

岩崎委員。

○岩崎委員 今までの議論も聞いておりまして、全体的な感想を一つ言わせてもらいます。

この件に関して、被害者の方もおられ、まだ入院されている方もおられ、または、すごく温泉を楽しみにしておられる地元のお客さんもおられ、あらゆる人に迷惑をかけている。しかも、これ、再三で出てるわけで。委員会の報告の在り方として、まずは市民に対して、議会じゃないですよ、市民に対してきちんと謝罪から入るべきだと僕は思ってますが、支所長、どうですか。

○塚田委員長 淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 確かにおっしゃられるとおり、被害者の方がおられたということにつきましては、まさに指定管理者のみならず、私どものほうも深く受け止めなきやいけない部分だと思っております。安全・安心を提供して、また、癒やしの時間を提供していただく施設ということで運営している以上、そういった面につきましては、今後、その辺りを引き締めてかかっていきたいと、そのように考えております。誠に申し訳ございませんでしたという気持ちでいっぱいございます。

○塚田委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 そうしてください。まずは、やっぱり謙虚に誠実に行っていただきたいなと思います。その上で、いろんな改善点はあるでしょう。しっかりと改善をいち早くやっていただきたいと思います。

それと、当委員会に一回、閉会中のときに、淀江振興課さんは、指定管理の在り方について、現行の白鳳さんに委託を考えてるというところまでの報告で終わってるんですね。現状は、白鳳さんも、なかなか簡単にはいかないよというような話も漏れ聞こえてきますが。それから設備の更新とか、米子市がしっかりと予算もつけなきやいけないような案件も要望で出されてるみたいです。

要するに、我々委員会のほうの報告と違う部分で、今回、このレジオネラ菌の報告、菌の検出ということなんですが、あわせて、これは関連しておりますので、そういった報告の訂正なり、一旦白紙に戻しまして、今現在指定管理の在り方を再度検討中です、とか言われてもいいんじゃないでしょうかね。どうでしょうか。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 現在、指定管理の時期、指定管理期間につきましては、株式会社白鳳側と交渉を継続しているところでございます。現在、うちのほうが示してある条件につきまして、了解が得られれば、今後も肅々と契約に向けた協議を進め、手順を進めていきたいと、そのように考えているところでございます。もし何らかの変化とかありましたら、速やかに報告はさせていただきながら、進めていきたいと。また、変更等についてもお知らせしたい。そのように考えております。以上です。

○塚田委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 これ、指定管理の在り方全体にも言えることなんですけど、簡単に軽々に、

もう今までどおりで指定管理を任せたいという報告でしたからね。多分それは違うと思いますよ。今の現状では、やっぱりもう一回やり直す。もう一回やり直した上で、場合によってはもう一回公募し直すということもあり得るかもしれません、というところまで、現時点での考え方を、改めてでも、しっかりと我々に報告なり、きちんと表明していただきたいなというふうに思っております。以上で。

○塚田委員長 よろしいですか。

○岩崎委員 はい。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 指定管理の更新のこと、今、答弁で、米子市側の条件を白鳳に提示している。で、交渉。どんな条件提示しているんですか。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 うちどもが提示している条件につきましてですが、現状の契約状況と同じ、同条件で提示をしているところでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 交渉中だから、最終的には出てないけど、それに対して白鳳側はどういう対応、現時点でどういう意向なんですか。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 現状、白鳳側からの条件提示といいますか、要望といいますか、そういうものも幾つかはいただいております。その中で、白鳳側の運営というところと、それから、温浴事業の運営というところは、ちょっと切り離して考えなければならないというところがございますので、きちんと温浴事業の運営についてというところで、私どもは交渉していきたいと、そのように考えております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 現状で、更新してほしいという条件、この中には、更新の仕方も非公募でこのまま、ということも多分言っていると思うんですが。白鳳は、非公募でもうそのまま更新というか、非公募に関して、白鳳は何らかの意見とか意向は示していますか。

○塚田委員長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 現状、様々な意見のほうもいただき、うちどももそういう意見のほうを聞く場等ございますけれども、内容につきましては、現状まだ契約等に至っておりませんので、控えさせていただきたいと、そのように考えます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 交渉中ということで。だから米子市は現状、非公募でやりませんか、やりたいという条件示して、白鳳は、非公募ですということに関しても、多分何らかの意向は示しているんだろうけど、交渉中だから、今この場では明らかにできない。分かりました。

○塚田委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、以上で総合政策部からの報告を終わります。

総務政策委員会を閉会いたします。

午後3時05分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 塚田佳充